#### 様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和2年度評価 項目別評定調書 (国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1-3	食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務							
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条及び第12条					
当該項目の重要度、困難度	【重要度:高】 ② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務 ③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立		政策評価書:事前分析表農林水産省2-④ 行政事業レビューシート事業番号:0002					

## 2. 主要な経年データ

2. 工安心性十/	工文の正 1 / /												
①主要なアウトプ	ット(アウトカム	)情報						②主要なインプット	情報(財務情報及	及び人員に関する	情報)		
指標等	達成目標	基準値	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		28年度	2 9年度	3 0年度	元年度	2年度
①農林水産省から	実施率	100%(報告件数/要請件	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	予算額(千円)	125, 743	144, 237	155, 052	163, 451	191, 127
の緊急要請業務	数)						決算額(千円)	122, 963	146, 259	170, 773	164, 843	164, 798	
② サーベイランス・	実施率	100%(報告分析件数/依	100%	100%	100%	100%	100%	経常費用(千円)	154, 695	156, 808	159, 905	169, 807	165, 738
モニタリング年次 計画に従った分析		頼分析件数)	(1,252件/1,252件)	(831件/831件)	(1,259件/1,259 件)	(1, 105 件/1, 105 件)	105 (896件/896件)	経常利益(千円)	4, 927	2, 359	1,774	3, 652	9, 767
業務(農林水産省依頼分析)								行政コスト(千円)	1	1	_	285, 468	166, 680
③ 食品安全に係る有 害化学物質の分析 能力の確立(SP 作成)	実施率	100%(年度内 SP 及び報告書作成数/年度内に分析能力を確立するよう農林水産省が指示する課題数)		100% (6件/6件)	100% (6件/6件)	100% (5件/5件)	100% (6件/6件)	行政サービス実施 コスト(千円)	163, 660	161, 781	165, 867	-	-
<ul><li>④ サーベイランス・ モニタリング確認 分析業務</li></ul>	実施率	100%(分析実施点数/指示点数)	100% (50点/50点)	100% (105 点/105 点)	100% (60点/60点)	100% (40点/40点)	100% (73点/73点)	従事人員数	13	14	14	14	14
⑤ ISO/IIC 17025 要求事 項~の適合の維持	ISO/IEC 17025~の適 合性の維持	_	適合性を維持	適合性を維持	適合性を維持	適合性を維持	適合性を維持						

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画	、業務実績、年度評価に係る自己評価及	なび主務大臣による評価	<b>E</b>			
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		<b>主</b> 発士	臣による評価
T X H W	尹杰川四	77 9/4   limit in 194	業務実績	自己評価	12///	正になる計画
3 食品の安全性に関するリスク管 理に資するための有害物質の分	3 食品の安全性に関するリスク管理 に資するための有害物質の分析業務	<定量的指標> ○食品の安全性に	<評定と根拠>		評定	В
村業務 農林水産省が行う食品の安全性 向上の取組に資するため、食品に 含有する有害化学物質の分析を進 める。	食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務の実施に当たっては、調査分析の品質を保証するため、品質マネジメントの維持、向上に努めるほか、麦類の赤かび病の多発によりかび毒の追加調査の依頼があった場合にあっても、創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。	関するリスク管 理に資するするため の有害物質の分析業務 中項目の評定は、小可に結果 の積み上げにより 行うものとする。	評定: B 根拠: ◇小項目1 (項目) ×3点(A) +小項目3 (項目) ×2点 B: 基準点(8) ×9/10≦ 各小項目の合計点(9) < 基準点(8) < 課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施 <業務の評価> 指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え ギク)中のピロリジジンアルカロイド類の分析法を確立したこ ランス・モニタリング計画に基づく実態調査を実施することについては、民間の分析機関では対応が困難なデオキシニノ 「DON-3G」という。)を含む10種のかび毒ー斉分析について、制を維持し、信頼性の高い分析結果を農林水産省に報告した。また、農林水産省の依頼に応じて分析を行うために開発し、報告等を行った。 以上のような取組により、農林水産省が行う国民の健康のる有害化学物質の実態調査に大きく貢献し、FAMICの信頼性を「	〈評定に至った理由〉 5の小項目のうち実績のが 1項目を除き、Aが1項目、 が3項目であり、小項目を み上げた項目別評定はBで ったため。 ※小項目の点数の計算結算 法人の自己評価と同じ。 具体的には、次のとおり。		
① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第 12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合に、最優先で組織的に取り組み、機動的かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行う。	<定量的指標> ◇実施率:100% (報告件数/要 請件数)	<主要な業務実績> ① 緊急に対応すべき課題が生じた場合に、迅速かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行った。  ア 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定:一 根拠:アについては農林水産 省からの緊急要請がなかった ため評価せず。 なお、指標のないイ、ウの 業務については計画のとおり 適切に実施している。	令等業 績がない なお ウの業 のとお	産省からの緊急命 務については、実 いため評価せず。 、指標のないイ、 務については計画 り適切に実施して 評価する。(評
	は、他の業務に優先して、必要な調査、分析又は検査を進行管理を適切に行いつつ機動的かつ正確に実施し、その結果を速やかれて 農林水産大臣に報告する。  イ 食品安全に係る有害化学物質の調査研究結果及び緊急時に活用する可能性の高い研究論文、国際規格等を平時から整理し、必要時に分析方法等を速やかに参照できる体制を維持する。		イ 緊急の要請に備え、次の取組を行った。 危害要因のうち農林水産省が優先的にリスク管理を行う対象に位置づけている有害化学物質に関する分析試験方法や規 準について、飼料分析基準、EU法、AOAC法、Codex 規格等から 検索して作成しているデータベースを最新の情報に更新し た。また、要請が想定される事案ごとに研究論文や分析方法			

② サーベイランス・モニタリング 年次計画に従った分析業務 農林水産省が示す「令和2年 度食品の安全性に関する有害化 学物質のサーベイランス・モニ タリング年次計画」において調 査対象とされた有害化学物質及 び食品のうち、農林水産省が依 頼するものについて、調査実施 要領及び仕様書に従って分析を 実施し、報告する。 【重要度:高】 ②の業務は、食品が安全かどうか を判断するための食品中の有害化学 物質の含有実態把握に寄与するもの であり、農林水産省が進める食品安 全に関するリスク管理に資する基礎 データとなることから、重要度が高 い。	ウ 専門的知見を有する職員、分析機器及び外部有識者や外部機関に係る情報の登録・更新を行う。また、必要に応じて、緊急命令等があった場合の組織としての対応や処理の手順を見直す。 ② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務「令和2年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」において調査対象とされた有害化学物質及び食品のうち、かび毒等、農林水産省からの依頼があったものについて、進行管理を適切に行いつつ、調査実施要領及び仕様書に従って分析を実施し、農林水産省の示す様式に従い、分析結果を的確かつ速やかに報告する。	<定量的指標> ◇実施率:100% (報告分析件数 / 依頼分析件数)	等を整理した。 ウ 緊急分析として想定される危害要因について、その内容に応じた分析技術等を有する職員及びその際に用いる分析機器(GC/MS、IC/MS/MS、ICP-MS、リアルタイムPCR等)の登録・更新を行った。また、外部有識者や外部機関の情報のデータベースを更新した。 <主要な業務実績> ② 農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」に含まれる次の品目と有害化学物質の組合せについて農林水産省から依頼のあった実態調査を、実施要領、仕様書等に従い全て実施(依頼分析件数 896 件)し、年度内に報告を求められていた全ての結果を農林水産省に報告した。(表 1-3-1 参照) 【実施率100%(896/896)】 「農産物」ア 「令和2年度麦類のかび毒含有実態調査の実施及び大麦試料玄麦の提供について(令和2年5月20日付け2消安第804号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)」に基づき、依頼のあった小麦、大麦及びライ麦中のかび毒(民間の分析機関では対応が困難な DON-3G を含む)※1896 件の分析を実施し、その結果を調査実施要領及び仕様書に従い報告した。 ※1:タイプBトリコテセン類(デオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)、3・アセチルDON、15・アセチルDON、4・アセチル NIV、DON-3G)、タイプ A トリコテセン類 (T-2 トキシン、ピアセトキシスシルペノール)、ゼアラレノン(ZEN)、麦角アルカロイド類(エルゴクリスチン、エルゴクリスチン、エルゴタミン、エルゴタミン、エルゴカリプチン、エルゴシン、エルゴシン、エルゴコルニン、エルゴコルニニン)	<評定と根拠> 評定:B 根拠:農林水産省からの依頼 分析件数に対する報告分析件 数は100%であり、計画にお ける所期の目標を達成してい る。	② サーベイランス・モニタ リング年次計画に従った 分析業務について、農林 水産省が依頼した実態調 査に係る分析(依頼分析 件数:896 件)を実施 し、実施率は100%である ことから、事業計画にお ける所期の目標を達成し ていると認められる。 (評定:B)
③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立すでに分析能力を確立している一部のかび毒分析に加えてサーベイランス・モニタリングの確認分析や民間分析機関で分析困難な有害化学物質の分析を可能にするため、農林水産省が指示する有害化学物質と食品の組合せについて、コーデックス委員会が示す妥当性の規準を満足する信頼性データを備えた分析の標準作業手順書(SP)を作成	③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立 農林水産省が調査を検討しており、サーベイランス・モニタリングの確認分析の必要性が高い有害化学物質や民間分析機関での対応が困難な有害化学物質等について、コーデックス委員会の示す妥当性の規準を満たす試験法の標準作業手順書(SOP)を作成、必要に応じ改正し、分析能力の確立に取り組む。	<定量的指標> ◇実施率:100% (年度内 SOP 及び報告書作成数 /年度内に分析能力を確立するよう農林水産省 が指示する課題 数)	<主要な業務実績> ③ 農林水産省からの指示、「令和2年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害化学物質の分析業務について(令和2年3月31日付け元消安第6110号農林水産省消費・安全局長通知)」に基づき、農林水産省が調査を検討しており民間分析機関での対応が困難な6つの危害要因と食品の組合せ等について取り組み、うち、次のアのとおり、4件の分析標準作業手順書を作成し、イのとおり2件の取組結果を報告した。 【実施率100%(6/6)】  ア 分析標準作業書を作成した危害要因 ・LC-MS/MSによるキク科植物等中のピロリジジンアルカロイド類分析標準作業書	<評定と根拠> 評定:A 根拠:農林水産省からの指示 課題数に対する報告分析件数 は100%であり、計画におけ る所期の目標を達成している ことに加え、民間分析機関に 先駆けてエキナセア(ムラサ キバレンギク)におけるピロ リジジンアルカロイド類30成 分の一斉分析法を確立し、標 準作業書を制定した。 このことにより、農林水産	③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立について、SOP 作成 4 件及び報告書作成 2 件を実施し、実施率は 100%である。 加えて、民間分析機関に先駆けてエキナセアにおけるピロリジジンアルカロイド類 30 成分の一斉分析法を確立したことは、農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害

			・IC-MSAIS にトスフキ及びフキノトウロのピロ川:ババノアル	省が食具の安全性向し対等の	<b>ル学物質の1へでなるピ</b>
し、必要に応じ改正し、分析能力を確立する。 【重要度:高】 ③の業務は、分析法が確立していない有害化学物質と食品の組合せについて、農林水産省の指示に基づき、サーベイランスを行う前に分析能力を確立するものであり、農林水産省が進める食品安全に関するリスク管理に必要不可欠であることから、重要度が高い。			・IC-MS/MS によるフキ及びフキノトウ中のピロリジジンアルカロイド類分析標準作業書(低濃度分析法) ・IC-MS/MS による大豆、ソバ中のトロパンアルカロイド類分析標準作業書・IC-MS/MS によるかび毒分析標準作業書(ハトムギ玄穀中のフザリウム毒素) イ 取組を報告した危害要因・IC-MS/MS による多類(小麦、大麦)のニバレノールー3-グルコシド(IC-MS/MS の分析カラム及び精製カラムの検討を行ったところ回収率の改善が見られたが、目標の水準には達しなかったため、令和3年度も継続して検討する。)・IC-MS/MS によるハトムギ玄麦、玄ソバのかび毒、アフラトキシン類、オクラトキシン類(QuEChERS法で検討	省が食品の安全性向上対策の 必要性を判断するために、当 該物質の実態調査を実施する ことが可能となり、来年度以 降のサーベイランス・モニタ リング分析業務の推進に繋が ることから、計画における所 期の目標を上回る成果が得ら れていると認められる。	化学物質の1つであるピロリジンアルカロイドについて新たな品目の測定が可能となり、令和3年度以降のサーベイランス・モニタリング分析業務の推進につながることから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。(評定: A)
			中。来年度も引き続き妥当性確認の確立を目指す。) 【特筆事項等について(創意工夫等)】 アに掲げた IC-MS/MS によるキク科植物等中のピロリジジンアルカロイド類分析標準作業書について、国内でも薬草やハーブの原料として生産されているエキナセア(ムラサキバレンギク)を分析対象品目とし検討したところ、海外で開発された分析法では、対象物質30種の成分のうち複数の成分で、農林水産省が実態調査で必要とする性能規準に達しなかった。また、不揮発性成分等が多く残留し、分析機器への負担が大きく、メンテナンスの頻度が増大した。そこで、分析値の品質と生産性の向上を図るため、FAMICのこれまでの経験やノウハウをもとに最適な強陽イオン交換固相抽出カラムを選定し、カラムへの負荷量と溶出量、溶出液の濃縮倍率等の条件や機器の測定条件を細かく変更した試験を繰り返し実施するとともに、マトリックス効果を軽減させるため、マトリックス検量線を採用した。これらの工夫により、夾雑物質を軽減し、一部成分の分解や損失を防いだことで、農林水産省が必要とする感度や回収率の性能規準を満たしかつ安定した測定が可能となった。また、分析機器のメンテナンス頻度も低減することができた。これらの成果により、エキナセア(ムラサキバレンギク)のピロリジジンアルカロイド類30成分の一斉分析法を確立し、農林水産省が食品の安全性向上対策の必要性を判断するための調査において、当該物質の実態調査を実施することが可能となっ		
④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務 農林水産省が実施する有害化学物質等の含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、調査試料のうち農林水産省が指示するものについてクロスチェック(相互検証)を実施する。	④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務 農林水産省が実施する有害化学物質等の含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、農林水産省が指示する調査試料についてクロスチェック(相互検証)を実施する。	<定量的指標> ◇実施率:100% (分析実施点数 /指示点数)	た。 <主要な業務実績> ④ 農林水産省からの指示「令和2年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害化学物質の分析業務について(令和2年3月31日付け元消安第6110号農林水産省消費・安全局長通知)」に基づき、実態調査の分析値の信頼性を確認するため、次の危害要因と調査試料の組合せについて、農林水産省が指示する調査試料についてクロスチェックを行うために分析を実施し、その結果を報告した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:農林水産省からの指示 点数に対する分析実施点数は 100%であり、計画における 所期の目標を達成している。	④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務について、農林水産省が指示した調査試料73件実施し、実施率は10%であることから、計画における所期の目標を達成している

			<ul> <li>・タイプAトリコテセン類、タイプBトリコテセン類、ゼアラレノン(ZEN) (ハトムギ10点)</li> <li>・麦角アルカロイド類 (小麦粉15点)</li> <li>・アフラトキシン類 (落花生10点)</li> <li>・アクリルアミド (ポテト系スナック菓子10点、フライドポテト10点、乳幼児用穀類加工品10点)</li> <li>「農林水産省の研究事業で得られた小麦玄麦試料中のかび毒の確認分析の実施について (依頼) (令和2年11月9日付け2消安第3633号農林水産省・安全農産安全管理課長通知)」による追加の確認分析の要請に応え、その結果を報告した。</li> <li>・タイプ Aトリコテセン類、タイプ Bトリコテセン類、ゼアラレノン (ZEN) (小麦玄麦8点)</li> <li>【実施率100% (73/73)】</li> </ul>		と認められる。(評定: B)
(5) ISO/IEC 17025 要求事項への適合の維持 農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、分析機関に求められる国際標準である「ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」(以下「一般要求事項」(以下「一般要求事項」という。)に基づき、認定機関によるサーベイランスの結果を踏まえ、全ての要求事項によるサーベイランスの結果を踏まえ、全ての要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持するとともに、麦類のかび毒分析試験で本部認定試験所と神戸センターとのマルチサイト認定に取り組む。また、認定を受けた麦類のかび毒の分析試験以外の分析試験についても、その品質を保証するため、一般要求事項に適合したマネジメントの構築、維持を目指す。	(3) ISO/IBC 17025 要求事項への適合の維持 農林水産省が行う食品の安全に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、平成25年度に適合認定を取得した「ISO/IBC 17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」という。)について、認定機関によって実施されるサーベ、認定対験によって実施されるサーベスの結果を踏まえ、引き続き全ての要求事項に適合し、認定試験所としての体制を維持するとともに、麦類のかび毒分析試験で本部認定試験所と神戸センターとのマルチサイト認定に取り組む。また、認定を受けた麦類のかび毒の分析試験以外の分析試験についても、その品質を保証するため、一般要求事項に適合したマネジメントシステムの構築、維持を目指す。	< 定性的指標 > < 定性的指標 > < 適合性の維持	<主要な業務実績>  (1C-MS/MS による小麦及び大麦中の赤かび病かび毒の定量試験) について、内部監査を実施するとともに、マネジメントレビューを実施して継続的改善を図り、認定試験所としての体制を維持した。麦類中のタイプAトリコテセン系類については農林水産省からの実態調査の依頼に基づいてFAMIC が実施いた分析結果から、国産麦類中では濃度が低く、今後のサーベイランス・モニタリング計画における当該分析件数の増加が見込まれないことから、マルチサイト化の優先度は低いとして、神戸センターまでのマルチサイト認定を見送ることとした。なお、加工食品中のアクリルアミド定量試験について、ISO/IBC 17025:2005の要求事項に適合し、信頼性の高い分析データを提供する能力があることを自ら表明する自己適合を平成30年度から本部認定試験所と神戸センターとのマルチサイトで宣言しており、令和2年度においても宣言を継続した。令和3年度中に本部、神戸両サイトにおいて2017版への移行に取り組む。外部技能試験については次の危害要因と食品の組合せについて取り組んだ。・デオキシニバレノール(DON)、ゼアラレノン(ZEN)、T-2トキシン、HT-2トキシン(小麦粉)・麦角アルカロイド類(ライ麦)・アクリルアミド(ポテトクリスプ)	根拠:計画のとおり ISO/IEC 17025:2017 に基づく品質保証	⑤ 農林水産省が行うるり、 の安全性に関する上では関する上では関する上では関する上では関する上では関する上では関する上では関する上のは関立には対しては関連を推進するが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は

本業務では決算額が予算額を 10%程度下回っている。これは、分析機器の更新等が必要な他の業務へ予算を再配分したことが主な要因となっている。なお、このことによって、本業務に必要な分析機器の更新、維持に支障は生じておらず、業務目標の達成に影響を与えていない。

## 様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和2年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1-4	その他の業務							
業務に関連する政策・施策			センター法第10条第1項第1号、第2号、第6号及び第11号並びに第2項第8号 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)					
当該項目の重要度、困難度	_		政策評価書:事前分析表農林水産省2-④ 行政事業レビューシート事業番号:0002					

#### 2. 主要な経年データ

2. 王要な経年アーダ													
①主要なアウトプット	(アウトカム)	情報						②主要なインプット	青報(財務情報	及び人員に関	する情報)		
指標等	達成目標	基準値	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
(1) カルタヘナ法関係業務	実施率	100%(報告件数/立	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	予算額(千円)	398, 666	438, 692	428, 051	471, 535	490, 683
		入検査件数)						決算額 (千円)	360, 332	419, 353	428, 640	467, 264	476, 859
② 情報提供業務	顧客満足度	5 段階評価平均値						経常費用(千円)	459, 578	451, 813	463, 553	482, 725	469, 482
<ul><li>① ホームページ等による情報提供</li></ul>		3.5以上 (ホームページ)	3.7	3.8	3.9	3.7	3.8	経常利益 (千円)	17, 656	11, 349	13, 445	15, 171	31, 570
		(メールマガジン)	3.9	3.9	4.0	4.0	4.2	行政コスト (千円)	-	-	-	869, 810	471, 478
		(広報誌)	4.0	4.2	3.9	4.3	4.2	行政サービス実施 コスト (千円)	487, 859	462, 028	478, 239	-	-
②事業者等からの講師	顧客満足度	5 段階評価平均値	4.6	4.6	4.6	4.4	4.3	従事人員数	47	47	47	47	48
派遣依頼等		3.5以上											
② 講習会の開催	顧客満足度	5 段階評価平均値 3.5以上	3.9	3.9	4.2	4.2	4.3	-					
(3)① 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の維持的向上(分析業務の精度管理)	外部技能試験 の実施予定数 に対する実施 率	100%(参加回数/計画回数)	100% (15/15)	100%(16/16)	100%(16/16)	100%(15/15)	100%(12/12)						
(3)①(技術研修の実施)	実施率	100% (実施件数/計 画件数)	100%(49/49)	100%(48/48)	100% (48/48)	100%(49/49)	100%(33/33)	-					
(4) 関係機関との連携 ① 国民生活センター との連携	研修・講座の 開催について の連携	_	1回	1回	1回	3回	4回						
② 国際技術協力要請(専 門家の派遣)	実施率	100%(派遣実施件数/依頼件数)	100%(3/3)	100%(2/2)	100%(1/1)	100%(2/2)	実績なし						
② 国際技術協力要請(海 外研修員の受入)	実施率	100%(受入件数/依頼 件数)	100%(1/1)	100%(6/6)	100% (5/5)	100%(3/3)	実績なし						

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		<i>→-</i> ヹ⁄ケ_	大臣による評価
平 <b>没</b> 日保	争来訂画	土な評価指係	業務実績	自己評価	土/労ノ	(足による評価
4 その他の業務	4 その他の業務 その他の業務の実施に当たって は、各職員が自身の業務を点検し、 常に業務改善の意識を持って創意工 夫に努め、効果的かつ効率的に業務 に取り組むものとする。	<定量的指標> ○その他の業務 中項目の評定 は、小項目別 (◇)の評定結果 の積み上げにより 行うものとする。	〈評定と根拠〉 評定: B 根拠: ◇小項目6(項目)×2点(B)=12点 B: 基準点(12)×9/10≦ 各小項目の合計点(12) < 基準点(12)×12/1 〈課題と対応〉 引き続き農林水産省の指示に基づき適切に対応する。 〈業務の評価〉 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。	0	9の小 ない3項 項目であ 上げた項 ったた項 は法人 じ。	B 至った理由> 項目のうち実績の に目を除き、Bが6 り、小項目を積み に目別評定はBであ のの点数の計算結果 の自己評価と同
(1) カルタヘナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の 規制に関する措置を講ずることに より生物の多様性に関する条約の バイオセーフティに関するカルタ ヘナ議定書の的確かつ円滑な実施 を確保し、国民の健康で文化的な 生活の確保に寄与することを目的 とする遺伝子組換え生物等の使用 等の規制による生物の多様性の確 保に関する法律(平成15年法律第 97号。「カルタヘナ法」という。) 第32条第1項の規定に基づき、同 条第2項の農林水産大臣の指示に 従い、立入り、質問、検査及び収 去を実施し、その結果を指示した 期間内に農林水産大臣に報告す る。	(1) カルタへナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規 制による生物の多様性の確保に関す る法律(平成15年法律第97号。「カ ルタヘナ法」という。)第32条第1 項の規定に基づき、同条第2項の農 林水産大臣の指示に従い、立入り、 質問、検査及び収去を実施し、その 結果を指示期間内に農林水産大臣に 報告する。また、立入検査等を行う ための規程等を必要に応じて見直 す。	<定量的指標> ◇実施率:100% (報告件数/立入 検査件数)	<主要な業務実績> 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定:一 根拠:実績がないため評 価せず。	務に	ルタヘナ法関係業 ついて、実績がな め評価せず。 (評 一)
(2) 情報提供業務 国民の食に関する知識や食品に 対する信頼性の向上及び安全で信 頼できる農産物の生産・流通に資 するため、農業生産資材及び食品 の安全性、JAS、食品表示等に関す る情報、科学的知見、各種制度や 検査結果など、FAMIC の業務に関し て生産者、事業者等の関心の高い 情報を、ホームページ、メールマ ガジン、広報誌及び講習会等の実	(2) 情報提供業務					

施により分かりやすく提供する。 このため、以下の取組を行う。					
① ホームページ等による情報提供 ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて、国民に対し、肥料、農薬、飼料、飼料添加物等の農業生産資材の安全性に関する情報や、JAS、食品表示等に関する情報をわかりやすく提供する。 ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。	① ホームページ等による情報提供 ア ホームページの情報の内容を適 宜更新することにより、JAS 等に 関する情報、食品表示に関する情 報、農薬登録に関する情報、農業 生産資材の安全性に関する情報や 企業等からの相談事例等を速やか に提供する。	<定量的指標>◇ 顧客満足度:3.5 以上(5段階評価平均値)	〈主要な業務実績〉 ① 情報提供業務を的確に行うため、次の取組を行った。 ア ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、JAS 製品の品質に関する情報、食品表示に関する情報、農薬登録に関する情報、農薬・肥料・土壌改良資材・飼料・飼料添加物・ペットフードの安全性に関する情報や企業等からの相談事例等をホームページに速やかに掲載した。(更新回数 175 回、アクセス回数 462,524 回) [ホームページの主な掲載内容] ・食品等検査関係情報(JAS、食品表示、調査研究報告、分析マニュアル等) ・農薬検査関係情報(登録・失効情報、農薬登録情報検索システム、農薬登録申請、GIP適合確認申請等) ・肥飼料検査関係情報(関係法令・通知、肥料登録申請手続き、肥料登録銘柄検索システム、肥料等試験法・飼料分析法・愛玩動物用飼料等の検査法、検査結果の公表等) ・OIE コラボレーティング・センターとしての活動(輸入飼料原料の有害物質のモニタリング結果及び概要、分析法、ハザードカード、飼料研究報告(要旨)等)・ISO・Codex・国際協力関連情報・センター情報(行事・講習会等情報、相談窓口等) ・公表事項(独立行政法人通則法に基づく公表事項、調達情報等)	<評定と根拠> 評定: B 根拠:ホームページ、メ ールマガジン及び広報誌 の顧客満足度3.5以上で あり、計画における所期 の目標を達成している。	(2)① ホームページ等による情報提供について、アンケート調査等により顧客両足度は5段階評価の平均で3.5以上となっていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定:B)
	イ 内閣府食品安全委員会等の動向 や食品の安全と消費者の信頼の確 保に関する情報を事業者等に対し て速やかに提供するため、希望者 にメールマガジンを毎月3回以上 配信する。		イ 内閣府食品安全委員会等の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して速やかに提供するため、希望者にメールマガジンを44回(3月末現在登録者数6,524、延べ配信数286,208通)配信した。 なお、配信は、月3回以上を目標としているが、緊急事態宣言発令中であった令和2年4月及び5月は、配信管理や訂正対応が迅速に対応できなかったため、月1回の配信とした。 [メールマガジンの主な掲載内容] FAMICの情報(行事・講習会等)及び食の安全と消費者の信頼確保に関する情報(各府省の報道発表資料等)		
	ウ 業務に関連した情報や知見など をわかりやすく提供するため、広 報誌を4回以上発行する。		ウ 業務に関連した情報や知見などをわかりやすく提供するため、広報誌「大きな目小さな目」を4回(毎回5,000部)発行し、学校・教育関係機関等に配付した。また、写真やイラストを多用しつつ、出来る限り消費者が分かりやすい表現となるよう工夫した。 「広報誌の主な掲載内容」 ・食品、肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材に関する情報 ・Q&A ・行政情報 ・食と農のサイエンス		
	エ より効果的な情報提供の取組を 進めるため、検査等業務及び情報		エ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業 務等に従事する職員を構成員とする情報提供推進委員会を11回開催し、		

	提供業務等に従事する職員から成る委員会を年10回以上開催する。 オ ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。 また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。		ホームページ、メールマガジン、広報誌、イベント等における提供情報の的確性及びわかりやすさ等について検討を行った。  オ 利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施した。各業務の顧客満足度(5 段階評価)の平均値は、次のとおり3.5以上の評価であった。 ・ホームページ 3.8 ・メールマガジン 4.2 ・広報誌 4.2		
② 事業者等からの講師派遣依頼等事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等に対して、適切かつ積極的に対応するため、事業者等の求める情報の内容に留意しつつ、検査等業務を通じて蓄積した専門的・技術的な知見を活用して情報を提供する。また、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。事業者等からの講習・講師派遣依頼等については、サービスのでは、またなどは、また、などは、また、は、また、は、また、は、また、は、また、などは、また、などは、また、などは、また、などは、また、などは、また、などは、また、などは、また、などは、また、などは、また、などは、また、などは、また、など、また、など、また、など、また、など、は、また、など、など、など、など、など、など、など、など、など、など、など、など、など、	② 事業者等からの講師派遣依頼等事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等に対して、適切かつ積極的に対応するため、以下の取組を行う。また、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。  ア 事業者等からの依頼を受けて、農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資する技術的な情報を提供する講習会等へ、講師を積極的に派遣する。	<定量的指標> ◇顧客満足度:3.5 以上(5段階評価平均値)	<主要な業務実績> ② 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等を適切かつ積極的に対応するため、次の取組を行った。  ア 事業者等から依頼を受けて、講習会に42回(参加者1,905名)役職員を講師として派遣した。 事業者等からの要請に応じて、委員会等に役職員を29回派遣した。事業者からの依頼に基づく研修を1回実施した。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:顧客満足度3.5以上であり、計画における 所期の目標を達成してい る。	② 事業者等からの講師 派遣依頼等について、 アンケート調査等で顧 客満足度は、5 段階評 価平均で4.4 と年度目標値:3.5 以上となっ ていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定:B) また、顧客満足度 別の案件についても、
の受け手である依頼者や利用者 等の声を反映した業務の改善を 図るため、アンケート調査等に より顧客満足度を測定して、5段 階評価で3.5以上の評価となるこ とを目標とする。	イ 事業者等からの講習・講師派遣 依頼等に適切に対応するため顧客 満足度が高かった講習等で使用し たテキスト等のデータベース化や その更新等を行う。		イ 事業者等からの講習・講師派遣依頼等に適切に対応するため、顧客満足度が高かった講習会で使用したテキスト等のデータベース化を新規3件、更新を5件行い、テキスト等作成作業の効率化を行った。(データベース化されたテキスト等66件)		原因究明などが行われ 適切に対応がとられて いるものと評価する。
	ウ 新たな原料原産地表示への対応を含む事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、受け付けた相談を整理し、重要な事例を相談事例集に収録し、相談業務処理マニュアルの改善を行う。		ウ 相談窓口業務においては、事業者等からの食品の品質等に関する相談 4,644 件(うち、新たな原料原産地表示に関する相談72 件)に対応した。 また、消費者からの相談は、行政サービスの一環として対応した。 (表 1-4-1 参照) 事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、相談対応マニュア ルを見直すとともに、受け付けた相談を整理し、重要な事例5件を「企業 相談事例集」に追加収録するとともに既存の収録内容を精査した。(全 収録数 40 件)		
	エ 事業者等からの依頼による講習 会及び講師派遣については、サー ビスの受け手である依頼者や利用		エ 提供情報の的確性、わかりやすさ、受講者のニーズ及び業務の成果・ 効果の把握等に資するため講師派遣、依頼に基づく研修の業務につい て、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに		

	者等の声を反映した業務の改善を図るため、5 段階評価で3.5 以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。また、顧客満足度が5 段階評価で3.5 未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。		受講者による今後の業務への活用について把握した。顧客満足度(5 段階評価)の平均値は、4.3 であった。 なお、事業者等からの依頼による講習会等への講師派遣のうち個別に顧客満足度が3.5 未満のものが1 件あった。アンケートの記載内容を精査するとともに、講師を務めた職員に当日の状況や主催者側との連絡状況等について報告を求め、改善策を作成した。また、この内容について地域センターへ周知した。		
③ 講習会の開催 農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準 化施策の推進、食品表示の適検 査機関、都道府県等に対して、 法令に関する知識、検査技術、 分析技術、食品の品質する。 FAMIC が主催する。 可は、サービスの受け手で務の 改善を図るため、アンケート測 査等により顧客で3.5以上の評価 となることを目標とする。	農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資するため、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化し、次の取組を行う。  ア 事業者を対象に、農業生産資材、食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会を14回以上開催する。その際、顧客満足度が高かった講習会の回数を増やすなどニー	<定量的指標> ◇顧客満足度:3.5 以上(5段階評価平均値)	(主要な業務実績> 3) 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、次の取組を行った。 ア 食品安全マネジメントシステム(FMS)の理念を取り入れた食品の不適正表示や食品偽装の防止を目的とする講習会を12回開催した。この他に、北海道農政事務所と連携して原料原産地表示制度等に関する講習会を1回、小路に基づく有機加工食品の認証制度に関する講習会を1回、合計14回(参加者計118名)の講習会を開催した。 【特筆事項等について】 年度当初より新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令され、第4 四半期には再度緊急事態宣言が発令された。この状況を考慮し、集合型講習会の開催について三密を避けるための取組を行ったため、例年に比べ参加者数は減少した。こうした中、神戸センターにおいては、試験的にweb 会議システムを利用した講習会を2回開催し、いずれも高評価を得ることができた。次年度における講習会開催においてweb 会議システムを利用するための準備として資することができた。 イ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策へ対応するため参集せず、デジタル資料を送付して都道府県の職員を対象に、肥料分析に関するリモート講習会「肥料分析実務者研修」を1回(参加者7名(6 府県))開催した。 ウ 都道府県の消費者担当部局及び消費生活センター職員等を対象として、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を7回(参加者63名)及び都道府県の飼料業務担当の職員を対象として飼料等安全性検査技術に関する研修を2回(参加者16名)開催した。 エ サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、主催講習会について、利用者等に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の主催講習会への活用について把握した。各業務の顧客満足度(5段階評価で3.5未満のものはなかった。また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満のものはなかった。	<評定と根拠> 評定: B 根拠: 顧客満足度 3.5 以 上であり、計画における 所期の目標を達成してい る。	③ 講習会について、ア ンケート調査等により 顧客満足度は、5 段階 評価で4.3 と年度 目標値:3.5 以上ら、計画における所期の目認められる。(評定:B)

(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るため、以下の取組を行う ① 分析業務の精度管理分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。	(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るため、以下の取組を行う。 ① 分析業務の精度管理分析試験の信頼性向上のため引き続き ISO/IEC 17025 の自己適合宣言の取組を推進するとともに、分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理を推進し、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。	<定量的指標> <外部技能試験の実施予定数率である。 実施の実施の実施の実施の実施の実施を表示である。 ま100%(参加回数 /計画件数)	《主要な業務実績》 ① 分析診験等の信頼性確保を図る観点から、引き続き ISO/IBC 17025の自己適合宣言の取組を推進した。 ア 加工食品中のアクリルアミドの定量試験等 4 試験項目については、自己適合宣言の取組を推進した。 イ 有機農産物の残留農薬分析については、自己適合宣言の対象範囲を地域センターに拡大するとともに、とうもろこし中のかび毒の分析については対象範囲を地域センターに拡大できるよう、体制の整備を図った。ウ 遺伝子組換え大豆の定量試験については、自己適合宣言を維持した。エ これと並行して、手順書の改正など ISO/IBC17025:2017 への移行に向けた取組を進めた。 また、ISO/IBC 17025:2017 の自己適合宣言への取組のほか、検査・分析に係る信頼性を確保するため、検査等業務に応じて次の取組を行った。 ○肥料の検査・分析 ISO/IBC 17025:2017 の考え方に従い、肥料試験品質マニュアル及び信頼性確保に係る手順書等に基づき、業務管理及び技術管理を行った。また、担当部長をラボラトリマネジメントとし、肥料試験マネジメントシステムのマネジメントレビューを行い、内部監査、外部精度管理、内部品管管理等の結果を検証した。 ○農薬の検査・分析 ISO/IBC 17025:2005 の考え方に従い構築した分析業務管理システムに基づき、業務管理及び技術管理を行った。また、ISO/IBC 17025:2005 で考え方に従い構築した分析業務管理システムに基づき、業務管理及び技術管理を行った。また、ISO/IBC 17025:2005 の考え方に従い構築した分析、資料とでの試験を保証のは、資料に関するために、飼料部門全体の試験を保証の検査・分析 ISO/IBC 17025:2005 の考え方に従い、基準文書に基づき、試験を実施し、試験実施記録等の必要な記録の励行と確認を行った。また、ISO/IBC 17025:2005 の考え方に従い、基準文書に基づき、試験を実施し、試験実施記録等の必要な記録の励行と確認を行った。また、ISO/IBC 17025:2005 に基づくマネジメントシステムに移行する作業を開始した。 全ての分析試験業務について内部精度管理を適正に実施するとともに、ISO/IBC 17025:2005 に基づくマネジメントシステムに移行する構築した業務等については外部機関が主催する技能試験に検査分析に携わる職員を参加(12/12)】	<評定と根拠>評定: B 根拠:計画のとおり外部 技能試験を実施した。自己 適合宣言に向けて通知を 進め、国際的に通用する ISO 規格にステムの体制 を構築しており、の目標を 達成している。	① 分析試験を伴う検査 等業務に係る信頼性を 確保について実施之いと実施率 100%である。 実施率 100%である。 無た、分析試験のに ISO/IEC 17025 の自己適合宣言 について取出を実計画 における所期の目標を 達成していると、計画 における所期のと認めら れる。(評定: B)
② 技術研修の実施 検査・分析、立入検査、調査等 の業務に携わる職員の業務遂行能 力を継続的に向上させるため、分	<ul><li>② 技術研修の実施 検査・分析、立入検査、調査等の 業務に携わる職員の業務遂行能力の 継続的向上を推進するため、令和2</li></ul>	<定量的指標> < 実施率: 100% (実施件数/計画件数)	<主要な業務実績> ② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、令和 2 年度職員技術研修計画(全33件)に基づき、次のとおり研修を行った。【実施率100%(33/33)】	<評定と根拠> 評定:B 根拠:計画のとおり検査	② 技術研修について、 検査・分析、立入検 査、調査等の業務に携 わる職員の業務遂行能

析技術、分析機器の操作、分析の 精度管理、関係法令に基づく立入 検査、その他検査等業務の的確な 遂行に必要な研修を計画的に実施 する。	年度職員技術研修計画に基づき、分析技術、分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研修を実施する。		研修の実施に当たっては、研修効果の適切な評価に資するためのアンケート等により研修効果を検証するとともに、必要に応じて講義内容、実施方法等の見直しを行った。また、事前学習課題を配布するなど、効果的な実施に取り組んだ。 ・新規採用者研修等 2件 新規採用者等を対象とした研修のほか、採用後3年目程度の職員を対象とした研修を実施した。 ・分析研修2件 後者分析基礎研修、食品表示検査関係分析業務研修を行った。 ・業務研修2条件 各法令に基づく立入検査に関する知識及び技術を習得するためのJAS法及び食品表示法立入検査員内部研修や農薬取締法に基づく立入検査に係る研修に加え、ISO/IBC17025内部監査員研修やISO9000審査員研修、GAPガイドライン検査員養成研修等を行った。 ・その他1件 放射線障害予防規程に基づく教育・訓練を実施した。上記のうち、令和2年度は、英語による業務遂行能力向上研修、食品製造等に係るマネジメントシステム規格研修、HACP等工程管理実務研修計3件の研修を新たに実施した。また、令和2年度職員技術研修計画に基づく研修のほか、業務の遂行に必要な新JAS等内部伝達研修、肥料や飼料等の法令等研修、農薬残留分析基礎研修等18件を適宜実施した。	等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施 しており、所期の目標を 達成している。	力を継続的に向上させるために33件実施し、 実施率は 100%であることから、計画における 所期の目標を達成していると認められる。 (評定:B)
(4) 関係機関との連携 ① 国民生活センターとの連携 独立行政法人国民生活センター との連携については、相互の協力 を推進することとし、講師派遣等に ついて両者間の連携・協力に関する 合意に基づき、適切に対応する。	(4) 関係機関との連携 ① 国民生活センターとの連携 独立行政法人国民生活センターと の連携については、両者間の連携・協力に関する合意に基づき、適切に 対応する。	<定性的指標> ◇研修・講座の開催についての連携	<主要な業務実績> ① 独立行政法人国民生活センター(以下「国セン」という。)との協定(平成23年5月17日締結)に基づき、FAMICが分析対応する事案はなかった。 なお、国センとの合意(平成20年3月3日合意)に基づきFAMICの主催する研修会の講師として国セン職員の招へい(2回)、商品テスト検討・評価委員会への委員派遣(2回)、本部に設置されたPIO-NET の端末の利用等の連携を図った。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:研修・講座の開催 についての連携を適切に 実施しており、目標の水 準を満たしている	(4)① 国民生活センター との連携について、研修会の講師として職員 の招へい、商品テスト 検討・評価委員会への 委員派遣などを実施し ていることから、目標 の水準を満たしてい る。(評定:B)
② 国際技術協力要請 独立行政法人国際協力機構等の 関係機関からの国際技術協力等の 要請については、国内活動及び専 門家の海外派遣を行うとともに、	② 国際技術協力要請 農林水産省、独立行政法人国際協 力機構等の関係機関からの国際技術 協力等の要請については、国内活動 及び専門家の海外派遣を行うととも	<定量的指標> ◇専門家の派遣実 施率:100%(派 遺実施件数/依頼 件数)	<主要な業務実績> ② 本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う海外出入国規制の影響により JICA 等関係機関から派遣要請はなく、実績はなかった。	<評定と根拠> 評定:一 根拠:実績が無いため評 価せず。	<ul><li>② 国際技術協力のうち 専門家の派遣について、実績がないため評価せず。(評定: -)</li></ul>
海外からの研修員の受入れを行う。	に、海外からの研修員の受入れを行 う。	<定量的指標> ◇海外からの研修 員の受入実施 率:100%(受入 件数/依頼件 数)	<主要な業務実績> 本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う海外出入国規制の影響により JICA 等関係機関から研修生の受入の要望はなく、実績はなかった。 なお、海外研修生へのオンライン講義に対応するため、FAMIC 紹介映像使用の要望が2件あり、DVD の貸与を行った。	<評定と根拠> 評定:一 根拠:実績が無いため評 価せず。	② 国際技術協力のうち 海外からの研修員の受 け入れについて、実績 がないため評価せず。 (評定:一)

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和2年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情	. 当事務及び事業に関する基本情報						
第2-1	業務運営コストの削減	が通営コストの削減					
当該項目の重要度、困難度	_		政策評価書:事前分析表農林水産省2-④				
		業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0002				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	28年度	29年度	3 0年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(1) 業務運営コストの縮減 (一般管理費削減率)	3%以上の抑制		3%削減 削減額 7,830 千円)	3%削減 削減額 7,596 千円)	3%削減 (削減額 7,368 千円)	3%削減 (削減額 7, 132 千円)	3%削減 (削減額 6,918 千円)	
(業務経費削減率)	1%以上の抑制	(27 年度予算額) 804, 895 千円	1%削減 削減額 7,968 千円)	1%削減 削減額 7,889 千円)	1%削減 (削減額 7,811 千円)	1%削減 (削減額 7,725 千円)	1%削減 (削減額 7,647 千円)	

3.	各事業年度の業務に係る目標、計画	、業務実績、年度評価に係る自己評	価及び主務大臣による評価	fi .			
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	自己評価	主務大	定による評価
		以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○業務運営コストの縮減 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	根拠: ◇小項目 3 (項目) ×2 点 (B) =6 点 B: 基準点 (6) ×9/10≦ 各小項目の合計点 (6) < 基準点 (6) ×12/10		2の小項 目であり、 であったた ※小項目 は法人 じ。	B ごった理由 > [目のうちBが2項 項目別評定はB ごめ。 の点数の計算結果 への自己評価と同 こは次のとおり。
	1 業務運営コストの縮減 (1) 運営費交付金を充当して行う 事業については、業務の見直し 及び効率化を進め、一般管理費 (合同庁舎維持等分担金及び消費者物価指数による影響額を除 く。)については少なくとも令 和元年度比 3%以上の抑制、業 務経費 (消費者物価指数による 影響額を除く。) については少な くとも令和元年度比1 %以上の 抑制をすることを目標に削減する。	1 業務運営コストの縮減 (1) 運営費交付金を充当して行う事業について、少なくとも令和元年度比で一般管理費(合同庁舎維持等分担金等を除く。)を3%以上、業務経費(消費者物価指数による影響額を除く。)を1%以上抑制することを目標に、②による業務の見直し及び効率化を進める。	<定量的指標>	等分 で令和元年度と比較すると一般管理費については 3%減、業務経費 については 1%減となった。 については 1%減となった。 については 1%減となった。 については 1%減となった。 における所期の目標を達成している。		度比39 と期の8 とりの19 という6 は)業務 比で19 とか6 期の1	管理費は令和元年 %減となっているこ 、計画における所 標を達成している られる。(評定: 経費は令和元年度 %減となっているこ 、計画における所 標を達成している られる。(評定:
		(2) 業務運営コストの縮減に当 たっては、次の取組を行う。		(2) 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行った。			

① 関連規程等に基づき積極的に アウトソーシングを実施す る。	① 「アウトソーシング実施規程」に基づき、外部委託することにより業務運営の効率化に資するものとして、次に掲げる業務についてアウトソーシングを行い、業務の効率化を図った。 ・残留農薬分析用混合標準液及びかび毒分析用混合標準液の調製作業・メールマガジンの配信作業・広報誌の編集及び発送作業	
② 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。	② 分析機器等については、稼働状況を踏まえ、センター内で集約化を実施するとともに、更新時期の延長等に資するため、点検等に係る統一的な基準である「FAMICにおける分析機器整備・管理方針」に基づき、効果的な保守点検を行った。	
③ 役職員からなる環境配慮・無 駄削減推進委員会において、 一般管理費について経費節減 の余地がないか等の見直しを 引き続き行い、無駄削減の取	③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め、令和3年3月に目標の達成状況を評価するための会議を開催し、自己評価を行った。 (表2-2-1参照)	

4. その他参考情報		

組目標を定め、厳格な自己評

価を行う。

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和2年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情	当事務及び事業に関する基本情報								
第2-2	人件費の削減等	費の削減等							
当該項目の重要度、困難度			政策評価書:事前分析表農林水産省2-④						
		業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0002						

2. 主要な経年データ	・主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値	28年度	2 9年度	3 0年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			
人件費の消滅	人件費 (令和元年度予算額以下)	4,456,030 千円 (令和元年度予算額)	4,261,626 千円 (実績額)	4,307,897 千円 (実績額)	4,362,037 千円 (実績額)	4, 365, 454 千円 (実績額)	4, 274, 329 千円 (実績額)				

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績		主務大臣による評
	以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○人件費の削減等 中項目の評定は、小 項目別(◇)の評定結 果の積み上げにより行 うものとする。	〈評定と根拠〉 評定: B 根拠: ◇小項目1 (項目) ×2点(B) =2点 B: 基準点(2) ×9/10≦ 各小項目の合計点(2) < 基準点(2) ×12/10 〈課題と対応〉 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 〈業務の評価〉 事業計画に基づき的確に実施した。	ы Сит при	評定 B  <評定に至った理に 1 の小項目はB・り、項目別評定は 1 あったため。 ※小項目の点数のに 結果は法人の自じを 3 を 3 を 3 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4
2 人件費の削減等 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月 24 日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームとともに、総人件費を令和元年度以下とする。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(令和元年10月11日閣議決定)に基づき適切に実施する。	2 人件費の削減等 給与水準については、「独立行政法 人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)を踏ま え、国家公務員の給与を参酌するとと もに、役職員の給与のあり方について 検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するととも に、総人件費を令和元年度以下とも に、総人件費を令和元年度以下ら増 員分、退職金、福利厚生費(法定福利 費及び法定外福利費)、非常勤役職員 給与及び人事院勧告を踏まえた給与改 定部分を除く。 また、役職員の給与改定に当たって は、「公務員の給与改定に関する取扱 いについて」(令和元年10月11日閣議 決定)を踏まえ、適切に対応する。	<定性的指標> ◇人件費(令和元年度 予算額以下) ただし、新規・拡充業務に伴う増和人・拡充業務に伴う増和人・福利費 分、退職金に福利費及び法定外福職員給与及び法定外福職員給与及び人事院勧告を踏分を除く。	<主要な業務実績> 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌し、国と同水準を維持しており、令和2年度のラスパイレス指数(事務・技術職員)は97.8であった。 役職員の報酬・給与等については、報酬水準の妥当性に係る検証結果や取組状況について令和元年度分までをホームページにおいて公表した。また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(令和元年10月11日閣議決定)等を踏まえ、職員給与規程を改正し、住居手当の支給上限額の引き上げ、期末手当及び期末特別手当の支給割合の引下げを行ったところである。総人件費については、常勤職員数を令和2年1月1日時点(※)の631名から634名(令和3年1月1日時点)と増加しているものの、人員の新陳代謝により令和元年度と比較して人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)が4.1%減額となった。 ※ 独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。	根拠:人件費は令和元 年度予算額以下であ り、計画における所期 の目標を達成してい る。	価と同じ。 具体的には、総、費については、令を 年度と比較して人(

1. 当事務及び事業に関する基本情	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第2-3	調達等合理化の取組								
当該項目の重要度、困難度	_		政策評価書:事前分析表農林水産省2-④ 行政事業レビューシート事業番号:0002						

2. 主要な経年データ	2. 主要な経年データ											
評価対象となる指標	達成目標	基準値	28年度	29年度	3 0年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報				
調達等合理化の取組(一者応札・応募 割合)	競争性のある契約に占める一者 応礼・応募書恰	45%以下	43%	45%	47%	41%	39%					
調達等合理化の取組(随意契約による ことができる事由の明確化)	随意契約によることができ る事由の明確化	_	10件	9件 契約監視委員会による 事後評価の実施	12件 契約監視委員会による 事後評価の実施	20件 契約監視委員会による 事後評価の実施	22件 契約監視委員会による 事後評価の実施					
	契約監視委員会における点 検・見直しの状況		契約監視委員会による 事後評価を受け、妥当	契約監視委員会による 事後評価を受け、妥当	契約監視委員会による 事後評価を受け、妥当	いずれも事由について 契約監視委員会による 事後評価を受け、妥当 性が確認されている。	契約監視委員会による					

3	. 各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績、年度評価に係る自己評	価及び主務大臣による	5評価			
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	自己評価	主務ス	大臣による評価
			<定量的指標> ○契約の点検・ 見直し 中項目の評定は、小項目別 (◇)の評定結果 の積み上げにより 行うものとする。	〈評定と根拠〉 評定: B 根拠: ◇小項目3 (項目) ×2点(B) =6点 B: 基準点(6) ×9/10≦ 各小項目の合計点(6) < 基準点(6) ×12/10 〈課題と対応〉 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 〈業務の評価〉 事業計画に基づき的確に実施した。		2の小 項目であ み上げた であった ※小項 同じ	目の点数の計算結 法人の自己評価と
	3 調達等合理化の取組 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組 の推進について」(平成27 年5月25日総務大臣決定) 等を踏まえ公正かつ透明な	<ul><li>3 調達等合理化の取組 公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行う。</li><li>(1) 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達</li></ul>	<定量的指標> < 競争性のある 契約に占める一 者応札・応募割 合: 45%以下 (平成28年度 から平成30年	<主要な業務実績> 公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行った。 (1) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき、「調達等合理化計画」を策定し実施した。(表2-3-1 参照) (2) 一者応札・応募の改善については、これまでのメールマガジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の取組に加え積	<評定と根拠> 評定:B 根拠:計画のとおり調達 等合理化計画に基づく一 者応札・応募の改善に取 り組み、一者応札・応募 の割合は38%となり計画	契札 て ー の 確	2) 競争性のある に占める一者応 応募割合につい 事業者へのアンケ の分析等、競争性 保に向けての取組 われたことにより

コンナイントン・コータングリー・	Mr A TII II A TI-VII - VIVII-	#.b		) = 101.1 4 TCHn = 10 (m.) \0.	00 00/ (PIELL 150/
調達手続きによる適切で、 迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、以下の取組を行う。 (1) 契約については原則一般競争入札とし、一者応札・応募等の改善に不断に取り組む。	等合理化の取組の推進について」 (平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき策定する「調達等合理化計画」を着実に実施する。 (2) 一般競争入札については、幅広く周知し、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。	度までの3年間 の平均を上回ら ないこと。ただ し、契約監視委 員会において、 やむを得ない事 情があると判断 されたは、評価の 際に考慮す る。)	極的な競争参加者の発掘を行うことなどによる複数者応募の増加 (7 件) により、一者応札・応募の割合を抑制するなど、競争性の確保に向けて考え得る手段を尽くして不断の取組を行った。その結果、一者応札・応募の割合は件数で38.8%となり目標の45%以下の水準を満たした。これら一者応札・応募の案件については、外部有識者を交えた契約監視委員会において妥当性及び改善方策について審議及びフォローアップを行うとともに、当該委員会概要をホームページで公表した。また、過去の不適正経理に係る再発防止強化策をはじめとする発注・検収事務に係る自己点検及び契約方式の誤りが発生(令和2年度1件)したことによる同様の事例がないかとの自己点検を行い、適切に処理されていることを確認するとともに、再発防止強化策の風化を防ぐため、各地域センター等業務管理課長等や担当者に対して当該対策の策定経緯を含め定期的に周知し、不祥事の未然防止・再発防止の再認識に努めた。	における所期の目標を満たしている。	38.8% (目標値: 42% 以下)になったこと、また、外部有識者を交えた契約監視委員会で審議及びフォローアップが行われる等、契約の公平性・透明性の確保の取組が行われていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。 (評定: B)
(2) 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知)に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。	(3) 随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成35年12月24日閣議決定)、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成36年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知)に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。	<定性的指標> ◇随意契約による ことができる 事由の明確化	〈主要な業務実績〉 (3) 随意契約については平成27年7月に改正した契約事務取扱規程に基づき、随意契約による事由を明確にした「随意契約理由書」により、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するとともに、調達等合理化検討会において当該調達手続について点検を受けた。 長年にわたり一者応札となり、契約監視委員会において、やむを得ない事情があると判断された分析機器の点検に係る案件を「随意契約理由書」により事由を明確にし、競争性のない随意契約とすることにより調達の合理化を図った。 また、令和2年6月に策定した「調達等合理化計画」に基づき、競争性のない随意契約の事由の明確化、公正性・透明性の確保に努めた。この結果、競争性のない契約件数は22件であったが、いずれも取扱業者が特定され、競争の余地がないものとして、随意契約による事由を明確にし、当該事由については契約監視委員会において事後評価が行われ、その妥当性を確認した。 (表2-3-2参照)	<評定と根拠> 評定:B 根拠:計画のとおり調達 等合理化計画に基づく随 意契約における事由の明 確化等に適切に取り組ん でおり、目標の水準を満 たしている。	(3) 随意契約について、契約事務取扱規程に随意契約によることができる事由が明確化されて調達が実施されており、さらに検討会において当該調達手続の点検が行われていることから、目標の水準を満たしている。(評定: B)
(3) 契約については監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において公平性等が確保されているかの点検・見直しを行う。	(4) 契約については監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において公平性等が確保されているかの点検・見直しを行う。 (5) 調査研究業務に係る調室については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、応用の可能性を検討する。 (6) 密接な関係にあると考えられる法人と契約する場合には、契約締結日、	<定性的指標> ◇契約監視委員会 における点検・ 見直しの状況	〈主要な業務実績〉 (4) 契約監視委員会を次のとおり開催し、個々の契約案件の事後点検を受けた。併せて一者応札の改善方策についてフォローアップ等がなされた。 ① 令和2年5月19日:理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募など)に該当する個々の契約案件(令和元年度第3、第4四半期分)の事後点検分析機器の点検業務について、購入した際の代理店と契約することはやむを得ない、その状況を明確にし随意契約とすることを検討すべきとの提言があった。 ② 令和3年1月28日:理事長が定める基準に該当する個々の契約案件(令和2年度第1~第3四半期分)の事後点検 (5) 調査研究業務に係る調達について、平成23年2月に開催された「研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)」及び「同検証会議(関係法人)」における検討内容の情報収集を行うとともに、FAMICでの応用の可能性について検討を行った結果、新たに応用できる事例は見受けられなかった。 (6) FAMICで管理監督の地位にあった者が再就職しており、かつ、FAMICとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている法人と契約し	<評定と根拠> 評定:B 根拠:契約監視委員会の 点検結果、フォローアッ プ内容を踏まえ、調達合 理化を着実に推進してお り、目標の水準を満たし ている。	(4) 契約監視委員会における公平性等が確保されているかの点検・見直しについて、点検結果及びフォロースで可能果を推進していることがら、目標の水準を満たしている。 (評定:B)

併せ 当誌 ーム の 点検 月1	的先の名称、契約金額等の情報に せ、当該法人への再就職の状況、 家法人との間の取引等の状況をホ ムページで公表する。 「公益法人に対する支出の公表・ 倹の方針について」(平成24年6 1日行政改革実行本部決定)に基 く公表及び点検・見直しを着実に	た場合には、平成23年7月1日の入札公告等に係る契約からFAMICのホームページで公表することとしており、令和2年度は該当する契約はなかった。  (7) 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づき、令和元年度における公益法人への支出状況等をホームページに公表した。なお、農林水産省によるFAMICから公益法人への支出に係る点検の結果、見直しを行う必要のある支出はなかった。	
	他する。	・シス山に下る高級の相外、光直しを打り必要のあるス山はながった。	

4.	その他参考情報
4.	ていた四多与用取

1. 当事務及び事業に関する基本情	. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3-1	保有資産の見直し等	有資産の見直し等							
当該項目の重要度、困難度	_		政策評価書:事前分析表農林水産省2-④ 行政事業レビューシート事業番号:0002						

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	28年度	2 9年度	3 0年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保有資産の見直し等	保有資産の見直し状況		特許権の放棄2件	保有資産の維持	特許権の放棄1件	保有資産の維持	保有資産の維持	

3	各事業年度の業務に係る目標、計画、	業務実績、年度評価に係る自己評価		<u> </u>			
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	自己評価	主務大国	<b>芝による評価</b>
	1 保有資産の見直し等 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成36年9月2日付け総管査第283号総務省行政管理局長通知)に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。	4 保有資産の見直し等 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成36年9月2日付け総管査第28号総務省行政管理局長通知)に基づき、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。	<定量的指標> ○保有資産の見直し等 中項目の評定は、 小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。  <定性的指標> ◇保有資産の見直し状況	〈評定と根拠〉 評定: B 根拠: 〈小項目1 (項目) ×2点(B) =2点 B: 基準点(2) ×9/10≦ 各小項目の合計点(2) 〈 基準点(2) 〈 課題と対応〉 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 〈業務の評価〉 事業計画に基づき的確に実施した。 〈主要な業務実績〉 保有資産の見直し等については、保有している庁舎及びその敷地3箇所(農薬検査部、神戸センター、福岡センター)、ほ場1箇所(岩槻ほ場)、分析機器等について、利用・稼働状況に係る調査を実施し、保有の必要性の見直しを行った。 (表3-1-1参照)なお、宿舎及び福利厚生施設は保有していない。 保有する特許権1件「生糸ずる節検出方法および装置」については、毎年納付する特許料等が発生しないことから、特許権を維持した。 (表3-1-2参照)	<評定と根拠> 評定: B 根拠:計画のとおり保有資産	別評定はBで ※ ※ 下項目の 自 ※ 次人 的に で 人 が 像	はBであり、項目 があったたり。 点数の計算結果は 己評価とといいでする。 は、こついでする。 は、こついでする。 は、このいでする。 は、このにできる。 は、このにできる。 は、このにできる。 は、このにできる。 は、このには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

1. 当事務及び事業に関する基本情	. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3-2	自己収入の確保	収入の確保							
当該項目の重要度、困難度	_	関連する政策評価・行政事	政策評価書:事前分析表農林水産省2-④						
		業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0002						

2. 主要な経年データ	. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値	28年度	29年度	3 0年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			
自己収入の確保	自己収入確保の状況	_	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し				

3.	各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務力	で臣による評価				
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	自己評価	主務大日	Eによる評価
			<定量的指標> ○自己収入の確保 中項目の評定 は、小項目別 (◇)の評定結果 の積み上げにより 行うものとする。	<評定と根拠> 評定: B 根拠: ◇小項目1 (項目) ×2点(B) =2点 B: 基準点(2) ×9/10≦ 各小項目の合計点(2) < 基準点(2) × (課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 計画に基づき、自己収入を確保するため的確に取組を実施した。	×12/10	1 の小項 項目別評別 ため。 ※小項目 果は法	B 至った理由 > 目はBであり、 EはBであった の点数の計算結 人の自己評価と
	2 自己収入の確保 FAMICの事業の目的を 踏まえつつ、依頼に基 づく検査及び講師の派 遺等について適切に対 応するとともに、受益 者の負担の水準につい て不断の見直しを図る こと等により、自己収 入の確保に努める。	5 自己収入の確保 自己収入を確保するため、次の取組を行う。 (1) 主催講習会の実施については、ニーズの把握に努 め、適切に実施する。 (2) 事業者、生産者、都道府県等からの依頼に基づく 検査及び講師派遣等について、ホームページ、メール マガジン、広報誌等を通じて周知・広報を行う。 (3) 保有の必要性が認められる特許権については、特 許による収入を図るため周知・広報する。 (4) 役員会等において手数料の見直しを行い、必要に 応じて改定する。 (5) 寄付金の申し出があった場合には、当該申出者と FAMIC の業務との関係に留意して適切に対応する。	<定性的指標> ◇自己収入確保の 状況	<ul> <li>&lt;主要な業務実績&gt; 自己収入を確保するため、次の取組を行った。</li> <li>(1) 講習事業については、アンケート調査や聞き取りによりニーズを把握し適切に実施した。</li> <li>(2) 事業者等が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていること等について、引き続きホームページ、メールマガジン等を通じて周知・広報を行った。</li> <li>(3) 特許収入の拡大に資するよう、現在保有している特許については引き続き独立行政法人工業所有権情報・研修館の開放特許情報データベースでの掲載等により周知・広報を図った。</li> <li>(4) 講師派遣等に係る手数料については、最新の根拠資料に基づき試算し、手数料等の単価を改定した。また、改定内容はホームページに掲載し、事業者等に周知を図った。</li> <li>(5) 寄付の申し出については該当する事案はなかった。</li> </ul>	根拠:計画のとおり自己 収入を確保するための取 組を行っており、目標の 水準を満たしている。	習一いびはじとに目のズる講、てに努標にといいる。このではないではいる。このではいるではいる。このではいるではいるではいる。このではいるではいるではいる。このではいるではいるではいるではいる。このではいるではいるではいる。このではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいる。このではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいる	,

1. 当事務及び事業に関する基本情	. 当事務及び事業に関する基本情報									
第3-3	予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画	<b>子</b> 算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画								
当該項目の重要度、困難度	_		政策評価書:事前分析表農林水産省2-④ 行政事業レビューシート事業番号:0002							

2. 主要な経年データ	2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報)		
								当該年度までの累積値等、必要な情報		
経費(業務経費及び一般管	経費(業務経費及び一般管	_	経費(業務経費及び一般管	経費(業務経費及び一般管	経費(業務経費及び一般管	経費(業務経費及び一般管	経費(業務経費及び一般管			
理費) 節減に係る取組	理費)節減ご係る取組		理費)節減に係る取組の実	理費)節減に係る取組の実	理費)節減に係る取組の実	理費)節減に係る取組の実	理費)節減に係る取組の実			
			施	施	施	施	施			
法人運営における資金の配	法人運営における資金の配	_	適切に資金を配分した。	適切に資金を配分した。	適切に資金を配分した。	適切に資金を配分した。	適切に資金を配分した。			
分状況	分状況									

3	. 各事業年度の業務に係る目標、	、計画、業務実績、年度評価に	に係る自己評価及び主務大臣に	こよる評価		1	
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価業務実績	自己評価	主務大臣による評価	
			<定量的指標> ○予算、収支計画及び資金計画 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定: B 根拠: ◇小項目 2 (項目) ×2点(B) =4点 B: 基準点(4) ×9/10≦ 各小項目の合計点(4) < 基準点(4) ×12/10 <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。		2の小項 り、小項目 別評定はB ※小項目	B ニった理由> 目はBが2項目であ 1を積み上げた項目 であったため。 の点数の計算結果 の自己評価と同
	-	1 予算 2 収支計画 3 資金計画	<定性的指標> ◇経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る 取組	〈主要な業務実績〉 令和2年度においても予算の執行を適切に行い、令和元年度に引き続き、業 務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。 (財務諸表等参照) 独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、令和2年度の財務諸表等について監査法人による監査を受けた。その結果、会計報告については準拠すべき 会計基準に従い適正に処理されていること、また、財務状況、運営状態等に関 する情報が正しく表示されていることが確認された。	〈評定と根拠〉 評定: B 根拠: 経費(業務経費及び一 般管理費)節減に係る取組を 実施した。	が適切に費、一般質り組むとと が生じない 執行状況	には、予算の執行 行われ、業務経 管理費の削減に取 さもに、予算不足 いように定期的に が把握されてお かつ効率的な資金
		_	<定性的指標> ◇法人運営における資金 の配分状況	<主要な業務実績> 平成27年度から行政執行法人へ移行し、単年度管理型の経理となったことから、予算不足が生じないように定期的に執行状況を把握するとともに、適切かつ効率的な資金配分を行った。 (表3-3-1参照)	<評定と根拠> 評定:B 根拠:適切に資金を配分した。	THUT MYS C	40 CV 7Co

1. 当事務及び事業に関する基本情	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
第3-4	短期借入金の限度額						
当該項目の重要度、困難度	_	関連する政策評価・行政事 業レビュー					

2. 主要な経年データ	2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値	28年度	29年度	3 0年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
	法人の短期借入金について、借入に至った理由及 び使途、金額及び金利、返済の見込み	_	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし			

3.	各事業年度の業務に係る目標、計	画、業務実績、年度評価に係る自己評	価及び主務大臣による評価	<u> </u>				
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績	・自己評価	<b>一</b> 教士	主務大臣による評価	
	十/交口标	<del>丁末</del> 川四	土な計画が	業務実績	自己評価	土傍人民による評価		
					   <評定と根拠>   評定:—	評定	_	
			○短期借入金の限度額 中項目の評定は、小 項目別(◇)の評定結 果の積み上げにより行 うものとする。	評定:一 根拠:実績がないため評価せず。 <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価> 一			実績がないため評価を実施 せず。(評定:一)	
	-	第4 短期借入金の限度額 令和2年度:9億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した 場合の災害補償費の借入れ	<定性的指標> ◇法人の短期借入金に ついて、借入に至っ た理由及び使途、金 額及び金利、返済の 見込み	<主要な業務実績> 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定:一 根拠:実績がないため評価せず。			

4. その他参考情報			

1. 当事務及び事業に関する基本情	報		
第4-1	職員の人事に関する計画(人員及び人件費	骨の効率化に関する目標を含む。	)
当該項目の重要度、困難度			政策評価書:事前分析表農林水産省2-④
		業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0002

2. 主要な経年データ	. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	28年度	2 9年度	3 0年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
職員の人事に関する計画 (人材確保・育成方針の策 定)	人材確保・育成方針の策定	_	_	_	_	_	人材確保・育成方針を 策定した。		
職員の人事に関する計画 (人事評価システムによる 評価の実施、システムの見 直し)	価の実施、システムの見直	_	7 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	人事評価システムによる評価及びシステムの見直しを 実施した。	7 1 T 1 T 1 T 1 T 1 T 1 T 1 T 1 T 1 T 1	人事評価システムによる 評価を実施した。	人事評価システムによる 評価を実施した。		
職員の人事に関する計画(女性登用の促進状況)	女性管理職登用の状況		②管理職に占める女性の	合は16.7%	合は16.7% ②管理職に占める女性の	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は3.4%	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は4.7%		

3	. 各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績、年度評価に係る自己評	価及び主務大臣による詩	平価		
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	自己評価	主務大臣による評価
			<定量的指標> ○職員の人事に関する計画 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果 の積み上げにより 行うものとする。	〈評定と根拠〉 評定: B 根拠: ◇小項目1 (項目) ×3点 (A) + 小項目2 (項目) ×2点 (B) B: 基準点 (6) ×9/10≦ 各小項目の合計点 (7) < 基準点 (6) ×12/ 〈課題と対応〉 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 《業務の評価〉 事業計画に基づき的確に実施した。	) =7点	評定 B  <評定に至った理由> 3の小項目のうちBが3項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はBであったため。 ※Bの基準点(実績のある小項目数3×2点=6点) ×9/10≦ 各小項目の合計点(3項目×2点=6点) < Aの基準点(6(Bの基準点)×12/10=7.2点) 具体的には、次のとおり。

1 職員の人事に関する計画

従前から実施している関係 法令に基づいた業務に加え、 農林水産行政の見直しに対応 した国からの要請等に確実に 応えていく人材を確保・育成 するため、人材確保・育成方 針を策定する。

FAMICの人事評価システムに より職員個々の能力や実績等 を的確に把握して適材適所の 人材配置を行い、職員の意欲 向上、能力の最大化を図る。

また、業務の円滑な推准を 図るため、農林水産省等との 計画的な人事交流や研修等に より職員の資質の向上を図る とともに、必要な人材の確保 を行う。

「独立行政法人等における 女性の登用推進について」 (平成 26 年 3 月 28 日付け閣 総第175号及び府共第211号内 閣官房内閣総務官、内閣府男 女共同参画局長通知)を踏ま え、女性登用の目標達成のた めの取組を推進する。

2 職員の人事に関する計画(人員 及び人件費の効率化に関する目標を 含む。)

従前から実施している関係法令に 基づいた業務に加え、農林水産行政 の見直しに対応した国からの要請等 に確実に応えていく人材を確保・育 成するため、人材確保・育成方針を 策定する。

FAMTC の人事評価システムにより職 員個々の能力や実績等を的確に把握 して適材適所の人材配置を行い、職 員の意欲向上、能力の最大化を図

また、農林水産行政との連携を図 り、業務の円滑な推進を図るため、 次の取組を行う。

- (1) 適切かつ効率的な業務運営を図 るため、業務の重点化及び効率化 を行うとともに、適切な要員、人 事配置を行う。
- (2) 人事交流については、農林水産 省等と計画的に実施することと し、諸事情に即し、一方に偏らな いことを基本とする。
- (3) 職員の採用に当たっては人事院 が行う学生への説明会、大学等が 行う就職説明会等への参加や、イ ンターネット等を活用した広報活 動とともに、分析の基礎的能力、 農林水産物や食品、農業生産資材 に関する専門的知識等を有する農 学、化学等及び行政の試験区分の 国家公務員試験合格者等から採用 する。

(4) 女性登用の促進については、 「独立行政法人農林水産消費安全 技術センターにおける女性の採 用・登用拡大計画」(平成28年3月

<定性的指標>

方針の策定

<主要な業務実績> ◇人材確保·育成

FAMIC の強みは長年蓄積した科学的知見や培ってきた技術であり、こ の強みを維持・向上させ、政策目的の実現に向けた要請に応えうる人材 を確保・育成するため、FAMTCの人材確保・育成方針を策定した。

定性的指標> <主要か業務実績>

◇人事評価システ ムによる評価の 実施、システム の見直し

職員の人事については、本人の希望等も尊重しつつ、人事評価システ ムによる評価を実施することにより職員それぞれの能力や実績の要素を 総合的に判断し、人材配置を行った。

将来のFAMICの組織・業務運営を見据え、職員の職務への意欲向上や 最大限の能力発揮が図られるよう、令和2年度においては、令和元年 度に策定した人事ルールの運用を策定し、令和3年度から適用するこ ととした。運用の策定に当たっては、人事ルールの策定と同様、運用 (案)を全職員に示し意見を出し合う全員参加型の議論を行った。従 来、人事担当者限りで議論されていた内容ではあるが、全員参加型の 議論を行うことにより透明化が図られた取組であり、職員の職務への 意欲向上や能力の最大化に繋がる意識改革等の取組を積極的に行っ

人事評価システムについては、検証を行った結果、令和2年度におい て見直しはなかった。

(1) 適切な要員・人事配置

適切かつ効率的な業務運営を図るため、本部及び地域センター等 の全ての業務部門においてスタッフ制を採用し、業務の進捗状況や 内容の変化等に対応した職員の集中的かつ機動的な配置を実施した。

令和2年度の常勤職員数は634名(令和3年1月1日)となり、前 年度631名(令和2年1月1日)から3名増加した。増加要因は、輸 出促進法に係る増量2名と育児休業の代替職員が1名増加した。

(2) 人事交流

職員のスキルアップや視野を広げる等組織の活性化や業務の円滑 な推進を図るため、国の機関や他の法人等との人事交流を一方に偏 らないよう計画的に実施した。(転出39名、転入37名)

(3) 新規採用

コロナ禍にあって、採用スケジュールが後ろ倒しになり、例年と は異なる対応が求められていた中で、職員の採用にあたっては、Web を活用した業務説明会、相談会の開催等により FAMICを PR し、農学、 化学、行政等の試験区分の国家公務員合格者から19名を採用した。

<定性的指標> ◇女性登用の促進

状況

<主要な業務実績>

- (4) 女性登用の促進
- ① 役員に占める女性の割合は16.7%となり、現状を維持した。
- ② 管理職に占める女性の割合は、令和元年度の 3.4%から新たに 1 名を登用したことにより、1.3ポイント増加し4.7%となった。

<評定と根拠>

評定: B

根拠:計画のとおり方針を策定 しており、目標の水準を満たし ている。

<評定と根拠>

評定: A

根拠:計画のとおり人事評価 システムによる評価及び見直 しのための検証を実施してお り、目標の水準を満たしてい る。また、全員参加型の人事 ルールの運用の策定及び透明 化を図ったことは、将来の組 織・業務運営を見据えた積極 的な取組であり、職員の職務 への意欲向上や能力の最大化 に繋がる意識改革等に貢献し た。さらにコロナ禍におい て、例年とは異なる採用の対 応が求められている中で、 Web による業務説明会を開催 するなど、積極的に FAMIC を PRし新規採用者を確保した。

1 人材確保・育成方針に ついて、FAMIC の強みを 維持・工場されるための 人材育成方針が制定され ていることから、目標の 水準を満たしている。 (評定:B)

人事評価について、人 事評価システムによる 評価が実施され、見直 しのための検証を実施 していることから、目 標の水準を満たしてい

令和元年度に全員参 加型で人事ルールを第 定しており、令和2年 度に人事ルールの運用 の策定は方針の策定に 伴う業務であることか ら評定を一段階引き上 げるほどと認められな い。(評定:B)

<評定と根拠> 評定: B

根拠:管理職に占める女性の 割合については、目標値を下 回ったところであるが、令和 (4) 管理職に占める女性 の割合について、役員に 占める女性の割合は、現 状を維持している。 管理職に占める女性

76

27 日付け27消技第3501号) に基づ き、管理職に占める女性の割合が 6.9%以上となるよう取り組む。

管理職の女性登用については、農林水産省との人事交流による 女性管理職員の増減は見通せないものの、今後の管理職の定年退職 予定者を見越して、登用対象者を把握し、管理職登用に向け十台作 りが必要であることから、管理職登用の可能性がある女性職員に対 し意識啓発のため人事院主催の女性登用候補者層を拡大することを 目的とした研修への参加(3名参加)を促した。また、各部門人事 担当部長が連携し、農林水産本省、地方農政局等の人事担当と人事 交流の調整を行い、管理職への女性登用の人事企画に努めた。 さらに令和2年度は新たに次の取り組みを行った。

- 男性と女性がともに働きやすい職場作りのため、「次世代育成支 援対策推進法」及び「女性活躍推進法」等による行動計画に基づ き、仕事と家庭の両立のための支援制度を周知し、仕事と家庭の 両方で男性と女性ともに貢献できる職場風土の醸成。
- ・より女性が働きやすい職場作りのため、女性職員にアンケート調 査を実施し、その結果を女性職員に共有し他の女性職員の意識を 認識してもらうとともに、その調査で把握した要望を踏まえ、令 和3年度に実施する女性職員の活躍に繋がる研修(外部講師)及 び座談会(キャリアアップ研修に参加した職員及び子育で経験の ある職員を講師)を企画した。
- ・新型コロナウイルス感染症対策により子どもの学校等が休みとな った職員のため、緊急的措置として本部施設の一部を開放し、子 供の預け先がない不安を解消した。
- ・当該感染症対応として在宅勤務制度(緊急事態宣言等による感染 リスク低減のための在宅勤務の他、妊娠中職員、育児を要する職 員等個別の事情を踏まえ在宅勤務を可能)の創設、特別休暇に該 当する事由の追加 (妊娠中職員の通勤緩和等) を行い、男性と女 性がともに働きやすい職場作りの推進を図った。

このような取組を通じて、これまで以上に女性職員の管理職登用 への意識改革の推進及び職場環境作りにも努めるとともに、令和元 年度に策定した人事ルール及び合和2年度に策定した人事ルールの 運用(※)と併せて、計画的に管理職への女性登用に向けた取組を 行った。(※人事ルールの運用も全員参加型の議論により策定。) なお、令和2年度において、令和3年4月期人事異動について、 人事ルール等において設けた特例措置(育児や介護等の事情により 勤務地を変更できない職員を特例措置として昇任させるもの。) に より3名を昇任させる人事企画を行った。(特例措置適用者は職員 に公表。) また、女性管理職1名の登用及び他機関との人事交流に より女性管理職2名を登用し、令和3年4月1日時点において、女 性管理職の割合が7.0%となった。

#### (5) 給与水準

給与水準については、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職 員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホーム ページにおいて公表した。また、総人件費についても令和元年度以下 とした (人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)。さらに役職員 の給与改定に当たっては「独立行政法人改革等に関する基本的な方 針」を踏まえ、適切に対応した。

2年4月異動で新たに1名を 登用したところであり、加え て、令和2年度において、女 性管理職割合の向上及びそれ に繋がる働きやすい職場作り のため、中長期的及び短期的 な取組を以下のとおり積極的 に行っていることは評価でき

- 女性職員へのアンケート調 査を実施し、その結果を他の 女性職員にも共有するととも に、次年度の研修等を企画 し、女性職員の意識改革等に 繋がる取組を行った。
- 新型コロナウイルス感染症 対応として、施設の一部を開 放し、子供の預け先がない不 安を解消するとともに、在宅 勤務制度の創設や特別休暇の 取得事由を追加し、男性と女 性がともに働きやすい職場作 りへの取組を行った。
- ・全員参加型の議論により新 たに人事ルールの運用を策定 し、この運用等により、従来 行っていなかった個別事情が ある職員の昇任人事を企画し た。このことにより、昇任に 向けた女性職員の意識改革等 のきっかけとなり、将来の女 性管理職の登用にも繋がる取 組を行った。
- ・令和3年4月異動の人事企 画において、新たに女性管理 職に1名登用するとともに、 他機関との人事交流により 2 名の登用を行い、女性管理職 割合の達成のための取組を行 った。

の割合は、前年度の3.4% から 1.3 ポイント増加し 4.7%であり、事業計画の 割合 (6.9%以上) を満た していない。

しかし、管理職の大 半を占める 50 歳代の女 性の割合は全体の3%と 少ない状況であり、50代 における女性の比率は 10%と低い値であるが、 40 歳代、30 歳代、20 歳 代にける女性の比率はそ れぞれ 34%、45%、64%と なっており、将来的には 管理職となる候補者の増 加が見込まれる。

さらに、女性登用の 可能性がある職員に対し 意識啓発などの取組を行 うほか、今年度新たに策 定した人事ルールの運用 において転居を伴う異動 を必須としないことなど の取組が行われており、 中長期的な観点から女性 登用促進のための取組を して。

加えて、緊急事態宣言 発令に伴い休校になった 職員の子供を受け入れる ため、会議室において職 員がともに働ける環境を 整備するなど、仕事と家 庭の両立のための取組も 併せて実施していること から、目標の水準を満た していると評価できる。

(評定:B)

(5) 給与水準については、国家公務 員の給与を参酌するとともに、役 職員の給与のあり方について検証 し、その検証結果や取組状況をホ ームページにおいて公表するとと もに、総人件費を令和元年度以下 とする。ただし、新規・拡充業務に 伴う増員分、退職金、福利厚生費

	_	
(法定福利費及び法定外福利費)、非		
常勤役職員給与及び人事院勧告を踏		
まえた給与改定部分を除く。		
また、役職員の給与改定に当たっ		
ては、「独立行政法人改革等に関する		
基本的な方針」(平成25年12月24日		
閣議決定)を踏まえ、適切に対応す		
<b>వ</b> .		

4. その他参考情報		

1. 当事務及び事業に関する基本情	当事務及び事業に関する基本情報							
第4-2	内部統制の充実・強化	<b>売制の充実・強化</b>						
当該項目の重要度、困難度	_		政策評価書:事前分析表農林水産省2-④ 行政事業レビューシート事業番号:0002					

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値	28年度	29年度	3 0年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、	必要な情報
	行動理念、行動方針、 コンプライアンス基本 方針等の見直し	_	リスク管理規程を改正	内部監査実施方法の見直し	リスク管理体制の改善	リスク管理体制の見直し	「行動理念」及び「行動方針」 を、「運営基本理念」、「運営方 針」、「行動指針」として改訂		
② リスク評価の実施状況、当 該リスク評価に基づく低減策 の検許状況	リスク評価の実施状況、当該リスク評価に 基づく低減策の検討	_	リスク管理委員会を 3 回 開催	リスク管理委員会を 4 回 開催	リスク管理委員会を 4 回 開催	リスク管理委員会を6回開催	行動理念及び行動方針の改定、リスク管理委員会を4回開催		
(3) ガバナンスの確保及び法令 遵守状況	ガバナンスの確保、法令遵守	_	役員会 13回開催、 コンプライアンス委員会 1回開催	役員会15回開催、 コンプライアンス委員会 3回開催	役員会13回開催、 コンプライアンス委員会 1回開催	役員会 17 回開催、 コンプライアンス委員会 2 回 開催	役員会14回開催、 コンプライアンス委員会2回開催		
(4) 監事監査の体制の整備及び 内部監査の実施状況	監事監査の体制の整 備、内部監査の実施	_	監事会 16 回開催、 内部監査を適切に実施	監事会 15 回開催、 内部監査を適切に実施	監事会 17 回開催、 内部監査を適切に実施	監事会6回開催、 内部監査を適切に実施	監事会7回開催、 内部監査を適切に実施		
(5) 法人文書の管理、情報の公開及び個人情報の保護に関する対応状況	法人文書の管理、情報 の公開及び個人情報の 保護ご関する対応	_	外部講師による講習会開催	外部構能による講習会開催	外部講師による講習会開催	外部講師による講習会開催、法人文書管理要領等の 改正、外部講師による講習会 開催	法人文書管理規則等の改正、e- ラーニングによる研修を実施		
⑥ 事故及び災害の未然防止に 係る体制の整備	事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	_	化学物質のリスクアセス メントの実施、ストレス チェックの導入	労働安全衛生マネジメン トシステム手順書の制定	ステム手順書の改正(本	健康情報等取扱要領の制定、労働安全衛生マネジメントシステム手順書の改正 (本部、地域センター等)	労働安全衛生マネジメントシステム手順書の改正(本部、地域センター等)		
(7) 環境負荷の低減に資する物品調産状況	環境負荷の低減に資す る物品調達	_	環境物品等の調達目標の 設定・実施	環境物品等の調達目標の 設定・実施	環境物品等の調達目標の 設定・実施	環境物品等の調達目標の設 定・実施	環境物品等の調達目標の設定・ 実施		
8 防災体制等の見直し状況	防災体制等の見直し	_	避難訓練の実施、安否確 認システムの周知	避難制練の実施	避難訓練の実施マニュア ル等の改正	防災訓練の実施、防火・防 災管理規則の改正(本部)	防災訓練の実施、防火・防災管 理規則の改正(本部)		

3.	. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		- 主殺	大臣による評価				
	12.50		工品间间	業務実績	自己評価	11,0	A PLICA SHIM				
	2 内部統制の充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成38年11月28日付け総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、業務運営の阻害要因の除去・低減、業務改善の機会逸失防止及び	4 その他年度目標を達成するために必要な事項 (1) 内部統制の充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」 (平成 26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するほ	<定量的指標> ○内部統制の充実・強化 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	〈評定と根拠〉 評定: B 根拠: ◇小項目1 (項目) ×3点(A) + 小項目7 (項目) ×2点 B: 基準点(16) ×9/10≦ 各小項目の合計点(17) < 基準点(16) < 《課題と対応》 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価>		8の小り、小項別評定に ※Bの 小項	B 三至った理由> 項目はBが8項目であ 頁目を積み上げた項目 はBであったため。 基準点(実績のある 頁目数 8×2 点=16 ×9/10≦ 各小項目				

労働安全衛生に係るリスク管理に取り組むなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図る。	か、業務運営の阻害要因の除去・低減はもとより業務収善の機会逸失防止や労働安全衛生に係るリスク管理に取り組むとともに、令和元年度に見直した内部監査実施方法を検証し、必要に応じて見直しを行うなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図るため、次の取組を行う。		事業計画に基づき内部統制を継続的かつ有効に機能させるため、理理念、行動方針を全面改定するなど、内部統制システムの充実・強化を	の合計点 (8 項目×2 点 =16 点) < Aの基準点 (16(Bの基準点)×12/10 =19.2点) 具体的には次のとおり。	
(1) 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等内部統制推進上の基本的な方針や規程類について、内部統制に係る活動の体系的な実施の観点から、必要に応じ見直しを行う。	① 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の内部統制を推進上の基本的な方針や規程類の見直しの必要性について検討を行い、必要に応じて改訂する。	<定性的指標> ◇行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況	〈主要な業務実績〉理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、次の取組を通じ内部統制の更なる充実・強化を図った。 ① 内部統制の一層の充実を図るため、これまでの行動理念、行動方針等を、「運営基本理念」、「運営方針」及び「行動指針」として全面改定するとともに、職員への浸透を目的に、理事長自ら動画を用いて改定の背景等を職員に解説した。さらに、内部統制の一層の充実を図るため、内部統制委員会を2回開催し、リスク評価及び管理状況の確認及び令和3年度に向けたリスク管理方法についての検討を行った。 【特筆事項等について(創意工夫等)】これまでの行動理念、行動方針は、平成19年度の制定以来ほぼ未改定であり、また、令和2年度にFAMICの10年後を役職員皆で考える未来志向の議論が行われ、新たな価値観が培われていることから、行動理念、行動方針を全面改定することとした。改定にあたっては、①職員に親しまれ、外部から見ても分かりやすくシンプルな内容にする、②情勢変化へ柔軟な対応など、新たな要素を追加する、③業務方法書に基づき「運営基本理念」、「運営方針」及び「行動指針」として再整理する、との考え方のもとで、役員間で議論を重ねた。また、改定案が職員に浸透するよう、理事長自ら動画を用いて改定の背景等を職員に向けて解説した。これらの取組により、新たな「運営基本理念」、「運営方針」及び「行動指針」は、職員の視野拡大、モチベーション向上等意識を高めるとともに、より分かりやすく魅力的な FAMIC を発信しやすい内容となる等、優れた効果があった。	<評定と根拠> 評定: A 根拠:計画に基づき内部統制を 推進するため、行動理念、行動 方針を見直した。また、内部統 制委員会等を開催し、リスク管 理委員会の運営方法の改善を促 すなどしてリスク管理体制の改 善に取り組んだ。特に、FAMIC の基本的な方針である行動理 念、行動方針の見直しに当たっ ては、理事長のリーダーシップ の下、役員間で何度も議論を重 ねた結果、これらを全面改定す るとともに、理事長自ら改定す るとともに、理事長自ら改定背 景の解説をとおして職員への意 議職式が図られたことから、目 標の水準を上回る成果が得られ ていると認められる。	② 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直しについて、理行動理念、行動方針を全面改定していることがら、目標の水準を満たしている。 内部統制委員会等を関係し、リカ法との文を管理をを受けるといるが、これの教育を実施していまるが、これの教育を表別の教育の範囲内のである。 (評定: B)
② 業務実施上のリスクについて、 識別、評価、管理を適切に行うため、必要に応じ規程類及びリスク 管理体制の見直しを実施する。	② 業務実施上のリスクの識別、評価、管理を適切に行うため、必要に応じ関係規程類及びリスク管理体制の見直しを実施する。	<定性が指標> ◇リスク評価の実施 状況、当該リスク評 価に基づく低減策 の検討状況	<主要な業務実績> ② 業務実施上のリスクの識別、評価、管理を適切に行うため、リスク管理委員会を4回開催して各内部統制推進責任者によるリスク管理の実施状況等について審議するとともに、令和3年度のリスク管理活動の運営体制及びリスク管理の実施手順を策定した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠: リスクの識別、評価、管理については、役員のリーダーシップの下、リスク管理活動の運営体制及びリスク管理の実施手順に基づき行うとともに、リスクへの対応実績及び実績に対する評価をリスク管理表に記録し、役職員へ周知を図っており、目標の水準を満たしている。	② リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討について、役員のリーダーシップの下、リスク管理活動の運営体制及びリスク管理の実施手順に基づき行うことにより、リスクの低減策の検討していることから、目標の水準を満たしている。(評定:B)

(3) 業務運営に関する重要事項については定期的に役員会において審議・報告し、適切なガパナンスを確保する。また、役員会における指示・伝達事項をwd会議システム等を通じて地域センター等も含め適切、迅速に周知徹底を行う。  さらに、役職員の法令遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会での審議結果等を踏まえ、役職員への周知徹底を行う。	③ 業務運営に関する重要事項については、適切なガペナンスを確保するため定期的に役員会を開催し、審議・報告を行う。また、役員会における指示・伝達事項をwb会議システム等を通じて地域センター等も含め適切、迅速に周知徹底を行う。さらに、役職員の法令遵守については、コンプライアンス委員会での審議結果を踏まえ、各種会議や研修の機会、グループウェア等を通じて、行動理念及び行動方針、コンプライアンス基本方針等の周知徹底を行う。	<定性的指標> ◇ガバナンスの確保 及び法令遵守状況	〈主要な業務実績〉 ③ 役員会を14回開催し、法人運営に関する重要事項について審議・決定し各部長等に指示を行った。また、web 会議システムを活用した役員・所長等会議を12回開催し、役員会における組織、管理、経理及び業務等に関する決定事項等について、迅速な周知徹底を行った。 コンプライアンス委員会において令和元年度のコンプライアンス推進状況の報告、令和2年度のコンプライアンス推進の取組及びコンプライアンスの手引きの改正についての審議を行った。審議の結果を踏まえ、コンプライアンスの手引きを一部改正し、グループウェアを通じて全役職員に一斉に周知しコンプライアンスに関する意識啓発を図るとともに、コンプライアンス基本方針に基づき、国家公務員倫理及び服務規律の遵守、交通事故・違反の防止等について役職員への周知を図った。また、管理者研修、主任調査官等研修及び新規採用者研修の各階層別研修において、基本方針、行動理念及び行動方針を始めとするコンプライアンスの遵守等について、徹底を図った。さらには、令和3年4月のFAMICの行動理念等の改定に伴い、コンプライアンスマニュアルの改正を行った。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:計画のとおり役員会を 開催しガバナンスを確保して いる。また、役職員への法令 遵守を徹底するため、コンプ ライアンス委員会での審議結 果等を踏まえた役職員への周 知徹底をしており、目標の水 準を満たしている。	③ ガバナンスの確保及び 法令遵守について、ガバ ナンスの確保のために、 役員会を開催し、審議、 決定し、職員に周知員へ の法令遵守を徹底アンス委 員会での審議結果等を踏 まえ、役職員へ周知徹底 していることから、目標 の水準を満たしている。 (評定:B)
(4) 監事監査の実効性を担保するため、体制整備を行う。 また、業務運営(会計を含む。) の横断的な点検を行うため、内部 監査を行う。	④ 監事監査の実効性を担保するため、必要に応じ、監事と内部監査実施部門及び会計監査人の連携に関する実施体制の見直しを行う。 また、業務運営(会計を含む。)の横断的な内部監査を、理事長直属の組織である業務監査室において行う。また、監査能力の維持・向上を図るため、必要に応じて内部監査に関する研修を実施する。	<定性的指標> <監事監査の体制の整備及び内部監査の実施状況	〈主要な業務実績〉 ④ 監事補佐として、業務監査室の職員2名を指名し、監事監査の体制整備を行うとともに、監事との連携強化を図り、監事監査及び監事会等に係る事務を行った。なお、監事会(7回開催)では、監事間で監事調査に関して意見交換が行われた。また、監事監査にあたっては監事が内部監査部門、業務実施部門等から説明又は報告を受けた。監事と会計監査人においては、令和2年度の監査に関して意見交換等による連携が行われ、監事と内部監査部門及び会計監査人の連携に関する実施体制の見直しを行う必要はなかった。業務運営(会計を含む。)の横断的な内部監査を理事長直属の組織である業務監査室においてリスクアプローチにより監査重点項目を抽出した上で実施した。内部監査では軽微な不適合1件(文書決裁未処理)を検出し、必要な再発防止策を図った。また、監査結果について以後のリスク管理に役立てることができるようリスク管理委員会で審議した。なお、内部監査員として資格を取得した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:計画のとおり監事監査 の実効性を担保するための体 制の整備を行うとともに、役 員直属の組織が内部監査を実 施しており、目標の水準を満 たしている。	④ 監事監査の体制の整備 及び内部監査の実施状況 について、監事監査補佐 を指名するとともに、監 事監査を実施している。 また、業務運営の横 断的な内部監査をリスク アプローチにより重点項 目を抽出した上で実施し ており、検出された軽微 な不適合に対して必要な 再発防止策を講じている ことから、目標の水準を 満たしている。(評定: B)
(5) 法人運営の透明性を確保するため、公文書等の管理に関する法律 (平成21年法律第66号)、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切に対応するとともに、	⑤ 法人運営の透明性を確保するため、公文書等の管理に関する法律 (平成21年法律第66号、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、法律の目的等について職	<定性的指標>  ◇法人文書の管理、情報の公開及び個人情報の保護に関する対応状況	<主要な業務実績> (3) 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の目的等について、モラーニング及び研修資料を用いた自己学習により周知徹底した。 また、法人文書の適正な管理のため、法人文書管理規則等の改正を	<評定と根拠> 評定:B 根拠:計画のとおり法律の目 的等の職員への周知徹底及び 法人文書の適正な管理のた め、法人文書管理規則等の見 直しを実施しており、目標の	<ul><li>⑤ 法人文書の管理、情報の公開及び個人情報の保護に関する対応について、公文書等の管理に関する法律、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律及び個人情報の保護に関する法律に</li></ul>

職員への周知徹底を行う。	員への周知徹底を行う。		行った。	水準を満たしている。	関する研修の実施及び法 人文書管理規則等の改正 を行っていることから、 目標の水準を満たしてい る。(評定:B)
(3) 労働災害及び健康障害を未然に防止するため、労働安全衛生マネジメントシステム(GMS)により、職場における職員の安全と健康の確保及び増進に対する取組を一層推進する。	⑥ 職員の安全と健康の確保及び増進のため、安全衛生委員会による職場点検、健康診断やストレスチェックなどの安全衛生活動をUSMS 手順書により実践し、労働安全の保持及び職員の心身両面の健康管理の充実に取り組む。	<定性的指標> ◇事故及び災害の未然 防止に係る体制の整備	<主要な業務実績> ⑥ 本部及び地域センター等においては、各事業場の状況を踏まえ労働安全衛生マネジメントシステム手順書を改正し、手順書の充実に取り組んだ。また、安全確保の取組として安全衛生委員会による職場点検の実施、健康保持増進の取組としてストレスチェックを実施した。ストレスチェックの結果、高ストレス者と判定された職員のうち、産業医が面接指導を必要とした職員で、面接指導を希望する全ての職員に対し面接指導を実施した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:計画のとおり OSHMS 手 順書に基づき安全衛生活動を 実践するとともに安全衛生委 員会等を活用し安全確保に努 めており、目標の水準を満た している。	⑥ 事故及び災害の未然防止に係る体制の整備について、労働安全衛生マネジメントシステムにより管理するとともに、安全衛生委員会による職場点検の実施、健康保持増進の取組としてストレスチェックを実施していることから、目標の水準を満たしている。(評定:B)
(7) 業務活動における環境への影響を配慮するため、省エネルギー・ 省資源、廃棄物の適正処理、廃棄物の削減、再使用・リサイクル率 アップなど、環境汚染物質の排出 削減、グリーン購入などを積極的 に取組む。	① 業務活動に伴う環境へ配慮し、環境配慮・無駄削減能能委員会等の下、省エネルギー・省資源、廃棄物の適正処理、廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などに積極的に取り組む。	<定性的指標> ◇環境負荷の低減ご資する物品調達状況	《主要な業務実績》 ⑦ 「FAMIC における環境配慮の基本方針」、「FAMIC における環境配慮への行動目標」に基づき、省資源・省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用や廃棄物の削減等環境負荷の低減に取り組むための環境計画を策定し、環境配慮・無駄削減推進委員会において当該取組状況の検証を行った。また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づき、令和2年4月に環境物品等の調達を推進する方針を定め、特定調達物品等(「環境物品等の調達を推進する方針を定め、特定調達物品等(「環境物品等の調達の基本方針」(令和2年2月7日閣議決定)に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの)ごとに調達目標を設定し、ホームページで公表している。特定調達物品等ごとの調達目標については、いずれの特定調達物品等も100%を達成した。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:計画のとおり環境配慮 の体制の下、調達が実施され ており、目標の水準を満たし ている。	⑦ 環境負荷の低減に資する物品調達について、環境計画を策定し、環境に配慮した取組を行うとともに、環境物品等の調達を推進する方針を定め、特定調達物品等ごとに調達目標を設定し、特定調達物品等も100%の調達目標が達成されるなど、目標の水準を満たしている。(評定:B)
② 大規模災害等へ備え、災害発生 時の職員、施設等の安全確保及び 業務機能を確保するための防災体 制等を保持し、必要に応じて見直 しを行う。	⑧ 大規模災害等へ備え、災害発生時の職員、施設等の安全確保及び業務機能を確保するための防災体制等を保持し、必要に応じて見直しを行う。	<定性的指標> ◇防災体制等の見直し 状況	<主要な業務実績> ③ 大規模災害等に備えるため、本部及び地域センター等において防災訓練を実施するとともに合同庁舎の避難訓練に参加した。また、本部の防火・防災管理規則を改正し、防災体制の見直しを行った。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:計画のとおり危機管理 体制の見直しを実施してお り、目標の水準を満たしてい る。	⑧ 防災体制の見直し状況 について、本部及び地域 センターにおいて避難訓 練を実施するとともに、 危機管理体制の見直しが 行われていることから、 目標の水準を満たしてい る。(評定: B)

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和2年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情	報		
第4-3	業務運営の改善		
当該項目の重要度、困難度	-		政策評価書:事前分析表農林水産省2-④
		業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0002

2. 主要な経年データ											
評価対象となる指標	達成目標	基準値	28年度	29年度	3 0年度	元年度	2年度	(参考情報)			
								当該年度までの累積値等、必要な情報			
業務運営の改善	法人の長のトップマネ	_	業務運営懇談会1回開催	業務運営懇談会1回開催	業務運営懇談会1回開催	業務運営懇談会1回開催	業務運営懇談会1回開催				
	ジメントによる業務運		環館は・無が減能を	環館は・無が減能性	環節値・無が減能し	環節値・無が減能し	環節値・無が減能し				
	営の改善状況		員会3回開催	員会3回開催	員会3回開催	員会2回開催	員会2回開催				

Ì	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		→-코/z-	上田 にとて 証圧	
	年及日保	争業計画	土な計価指標	業務実績	自己評価	主務大臣による評価		
			<定量的指標> ○業務運営の改善 中項目の評定は、小 項目別(◇)の評定結 果の積み上げにより行 うものとする。	〈評定と根拠〉 評定: B 根拠: ◇小項目1 (項目) ×2点(B) =2点 B: 基準点(2) ×9/10≦ 各小項目の合計点(2) < 基準点 〈課題と対応〉 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 〈業務の評価〉 事業計画に基づき的確に実施した。	র (2) ×12/10	1 の小項 別評定はB ※小項目 法人の 具体的に 運営と継続		
	3 業務運営の改善 法人の長のトップマネジメントに よる業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する 取組方針 ~行政の ICT 化・オープン 化、業務改革の徹底に向けて~」 (平成26年7月25日総務大臣決定) 等を踏まえ、法人運営に関する重要 事項や業務の進捗状況について評 価・点検するとともに、国民目線を 取り入れた業務改善活動の取組を行 う。	(2) 業務運営の改善 法人の長のトップマネジメント による効率的な法人運営と継続的 な業務改善活動を推進するため、 次の取組を行う。 ① 効率的・効果的な業務運営が 行われているか確認するため、四半期ごとに予算の執行 状況及び業務の進捗状況を役員会で審議する。		<主要な業務実績> 効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、 次の取組を行った。  ① 事業計画に基づく各部門の業務進捗状況を四半期ごとに取 りまとめ、役員会において法人運営に関する重要事項や業務 の進捗状況について審議することにより、予算の執行状況と 業務の進捗状況を一体的に把握し、以後の業務執行に対する 指示を行った。	改善の取組を実施したことから、計画における目標の水準を	に業というに、主義というに、主義を実施を実有は、というでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	営と継続的な業務改善活動 推進するために、事業計画 基づき、予算の執行状況と 務の進捗状況の一体的な把 と業務執行に対する指示、	

② 外部の有識者を含めた業務運営に関する懇談会を年 1 回開催し、業務運営全般についての助言を受けることにより、国民の目線を取り入れた業務改善活動を行う。	② 外部の有識者の参画による「業務運営懇談会」を開催し、令和元年度のプロセス評価対象取組の紹介と業務実績評価案、令和2年度の業務実施状況などについて説明を行った。外部の有識者からは、食品表示検査の脂肪酸分析について時間短縮と有機溶媒使用量削減が汎用的に利用できること、飼料・飼料添加物関係業務の立入検査と QMP 制度を組み合わせたこと、有機同等性を利用した日本産品の輸出強化に寄与したこと等について、概ね高く評価していただいた。一方で、女性職員の管理職登用の裾野となる、働き方改革の推進をより図るべきである、情報発信・提供の対象を明確化し、そこに向けた適切な情報発信・提供を実行する更なる努力が必要との意見があったところである。これらの意見に対応して適宜改善を図ることとしている。	
③ 業務運営の改善を推進するため、役職員からなる環境配慮・無駄削減推進委員会において、「国の行政の業務改革に関する取組方針 ~行政の ICT 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて~」(平成 26 年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、業務改善が図られる取	③ 業務運営の改善を推進するため、役職員からなる環境配 感・無駄削減推進委員会の会合を2回開催した。	

4. その他参考情報		

組の検討を行う。

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第4-4	情報セキュリティ対策の推進						
当該項目の重要度、困難度	_		政策評価書:事前分析表農林水産省2-④ 行政事業レビューシート事業番号:0002				

2. 主要な経年データ	・主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値	28年度	2 9年度	3 0年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			
情報セキュリティ対策の推進	情報セキュリティ取組状況	_	_	_	_	情報セキュリティ・ポリシー の見直しを実施など	情報セキュリティ・ポリシ 一の見直しを実施など				
	情報セキュリティ対策ベンチマークに よる自己診断のスコア:平均40以上	40以上	40	40	40	40	40				

3.	各事業年度の業務に係る目標、計	画、業務実績、年度評価に係る自己	上評価及び主務大臣による記述	平価			
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	自己評価	主務ス	大臣による評価
	4 情報セキュリティ対策の推進 調達等合理化の取組について は、「独立行政法人における調 達等合理化の取組の推進につい	<ul><li>(3) 情報セキュリティ対策の 推進 機関等の情報セキュリティ対 策のための統一基準群を踏ま</li></ul>	<定量的指標> ○情報セキュリティ対策の推進 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	〈評定と根拠〉 評定: B 根拠: ◇小項目2 (項目) ×2点(B) =4点 B: 基準点(4) ×9/10≦ 各小項目の合計点(4) < 基準点(4) ×12/10 〈課題と対応〉 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 〈業務の評価〉 事業計画の所期の目標を達成した。 〈主要な業務実績〉 政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえた情報 セキュリティ・ポリシーに基づき、次の取組を行った。		2 の小 小項目を 別評定( め。 ※小項	B 至った理由> 項目はBであり、 と積み上げた項目 はBであったた 目の点数の計算結 法人の自己評価と
	で」(平成27年5月25日総務大 で」(平成27年5月25日総務大 臣決定)等を踏まえ公正かつ透明な調達手続きによる適切で、 迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、FAMIC が策定する 「調達等合理化計画」を着実に 実施し、以下の取組を行う。	束のための机一基単辞を踏まえ、制定した情報セキュリティ・ポリシーに基づき情報セキュリティ対策を講じ、その実施状況を毎年度把握しPDCAサイクルにより改善を図るため、以下の取組を行う。					

(1)	情報セキュリティ・ポリシ
_	を適時適切に見直すととも
に	、緊急時を含めた農林水産
省	との連絡体制について最新
0)	状態を維持する。

(2) 令和2年度情報セキュリテ

ィ対策推准計画に基づき情報

システムの構築、保守及び運

用管理を通じてサイバー攻撃

への防御力の強化に取り組

Je.

- ① 情報セキュリティ・ポリシ 一の見直しを適時適切に行う とともに、緊急時を含めた農 林水産省との連絡体制につい て連絡担当者、連絡方法等を 確認し変更があった場合には 速やかに農林水産省に報告す
- ② 令和2年度情報セキュリテ ィ対策推准計画に基づき情報 システムの構築・保守及び運 用管理を通じてサイバー攻撃 への防御力の強化に取り組
- (3) 令和 2 年度情報セキュリテ ィ対策推進計画に基づき役職 員の教育・訓練によりサイバ 一攻撃に対する組織的対応能 力強化に取り組む。
- (4) 情報セキュリティ監査、自 己点検及び内閣サイバーセキ ュリティ戦略本部が実施する 監査の結果を勘案したリスク 評価に基づき必要な対策を検 計するとともに、情報システ ム委員会の審議を経て令和3 年度情報セキュリティ対策推 進計画を策定する。
- ③ 令和2年度情報セキュリテ ィ対策推進計画に基づき役職 員の教育・訓練等によりサイ バー攻撃への組織的対応能力 強化に取り組む。
- ④ 情報セキュリティ監査、自 己点検及び内閣サイバーセキ ュリティ戦略本部が実施する 監査の結果を勘案したリスク 評価に基づき必要な対策を検 計するとともに、情報システ ム委員会の審議を経て令和3 年度情報セキュリティ対策推 進計画及び教育実施計画を策 定する。

#### <定性的指標>

<定量的指標>

4.0以上

◇情報セキュリティ対

策ベンチマーク

ver. 4.7 (平成30年10

月26日公開独立行政

法人情報処理推進機

構作成) による自己

診断のスコア: 平均

- ◇情報セキュリティ取 組状況
- ① 情報システム委員会を外部の専門家の助言を得て開催し、令和2年度の情報 セキュリティ対策の取組、情報セキュリティ監査・自己点検結果及び情報シス テム対策の現状を評価するとともに、政府統一基準の準拠した規程、細則等 の改正内容について報告を行った。また、情報セキュリティ緊急連絡体制に ついて確認し、連絡担当者の変更及びメールアドレス変更について速やかに 農林水産省へ報告した。
- ② 今和2年度情報セキュリティ対策推進計画における技術的な対策
  - ・高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価ガイドライン付属書の対策セッ ト導入計画に基づき現行機器による運用上の対策を実施した。
  - ・不正プログラムの起動制限 web サイトへのアクヤス制限 ISB デバイスへ の接続制限及びプログラムの胎弱性に対する修正プログラム自動配信等を 実施した。
  - ・IPS、ファイアウォールのログの監視等によりセキュリティの強化に努めた。
  - ・IPS・ファイアウォールの運用は、提供された不正通信情報・不正プログラ ム情報を受信の都度、全て遮断リストに登録し、不正通信の遮断、不正プ ログラムの起動を制限した。
  - ・不審メールについては、スパム対策等を実施した。 なお、重大なインシデントは発生しなかった。
- ③ 令和2年度情報セキュリティ教育実施計画に基づく教育の実施状況
  - ・新規採用者・転入者への IT リテラシー教育、全役職員向け研修及び標的型 攻撃メール訓練を実施した。
  - ・web を活用した短時間・多頻度教育において令和2年度自己点検で実施率が 低い遵守事項を重点とし毎週2回の運用を周年で行った。
  - ・FAMIC においてもインシデントを想定した机上訓練をするなど教育内容の拡 充と改善の取組を行った。
- ④ 情報セキュリティ監査の結果、不適合、改善推奨等の指摘を受けて、マネジメ ントレビューを実施し、監査指摘事項の改善とともに、業務改善について検討 し、監査指摘事項の改善を行った。また、NISCによる監査結果も踏まえ、サイバ 一攻撃への対処等物的対応、情報セキュリティ対策の自己点検、情報セキュリテ ィ監査等を内容とする令和3年度情報セキュリティ対策推進計画を策定した。

また、情報セキュリティ対策を推進する上で不可欠な役職員の意識の向上 を図るため、新規採用者・転入者等研修、役職員全員を対象とした教育訓 練、標的型攻撃メール訓練及び情報担当職員の能力向上研修等を内容とした。 令和3年度教育実施計画を策定した。

なお、今年度の情報セキュリティ対策を評価するため情報セキュリティ対策 ベンチマーク最新バージョンの Ver. 5.0 (令和2年6月11日公開) により自 己診断を実施した結果、スコアの平均は4.0となった。

<評定と根拠>

評定: B 根拠:計画に基づき情 報セキュリティ・ポリ シーの見直しなどを実 施し、更にサイバー攻 撃への防御として現行 機器による運用上の対 策を図るなど、目標の 水準を満たしている。

①②③ 計画に基づい て、情報セキュリテ ィ・ポリシーの見直し が実施され、政府統一 基準の準拠等改善が図 られたとともに、連絡 体制の変更時に速やか に農林水産省に報告す るとともに、セキュリ ティー研修を実施して いることから、目標の 水準を満たしていると 評価できる。(評定:

<評定と根拠> 評定: B 根拠:情報セキュリテ ィ対策ベンチマーク Ver. 5.0 による自己診断 のスコアは 4.0 以上で あり、計画における所 期の目標を満たしてい

④ 情報セキュリティ対 策ベンチマークについ て、最新の Ver5.0 にお いて 4.0 であり、計画 における所期の目標を 達成した。(評定: B)

#### 4. その他参考情報

86

1. 当事務及び事業に関する基本情	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
第4-5	施設及び設備に関する計画						
当該項目の重要度、困難度	_	関連する政策評価・行政事	政策評価書:事前分析表農林水産省元-①				
		業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0002				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	28年度	29年度	3 0年度	元年度	2年度	(参考情報)
								当該年度までの累積値等、必要な情報
施設及び設備に関する計画	施設及び設備の整備・改修等の 実施	_	小平高度情報管理施設屋上防水改修工事 本部実験室の空調設備設置工事	_	_	_	神戸センター局所排気装置改 修工事	

3.	. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	十尺口伝	尹未川凹	土な計画記記	業務実績	自己評価	土场八	、比による計画
			<定量的指標>	〈評定と根拠〉 評定:B		評定	В
			○施設及び設備に関する計画 中項目の評定は、小 項目別(◇)の評定結 果の積み上げにより行 うものとする。	課題: B 根拠: ◇小項目1 (項目) ×2点(B) =2点 B: 基準点(2) ×9/10≦ 各小項目の合計点(2) < 基準点(2) <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。		1 の小項目 別評定はBで ※小項目の 法人の自 具体的に	った理由> 目はBであり、項目 であったため。 D点数の計算結果は 己評価と同じ。 は、施設及び設備の
		1 施設及び設備に関する計画 既存の施設・設備の老朽化等に 伴う施設及び設備の整備・改修を 計画的に行う。 神戸:神戸センター局所排気装置 改修工事	<定性的指標> ◇施設及び設備の整備・改修等の実施	<主要な業務実績> 施設・設備の整備・改修等については、令和2年度施設整備 費補助金で整備することとしていた神戸センター局所排気装置 改修工事が令和3年3月に完成した。		び設備の整備	等について、施設及 備・改修等を実施し いら、目標の水準を満 (評定:B)

4. その他参考情報		

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第4-6	積立金の処分に関する事項						
当該項目の重要度、困難度			政策評価書:事前分析表農林水産省2-④ 行政事業レビューシート事業番号:0002				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	28年度	29年度	3 0年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
積立金の処分に関する事項	積立金の処分		585, 462 円	894, 799 円	876, 125 円	998, 798 円	558, 867 円	

3	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績		主務大臣による評価	
	1272	1->KH1 III	- 341 Maja (A)	業務実績	自己評価	11,000	(par = 01 @ # 1   m
			<定量的指標> ○積立金の処分に関す	<評定と根拠>		評定	В
			る事項 中項目の評定は、小 項目別(◇)の評定結 果の積み上げにより行 うものとする。	評定: B 根拠: ◇小項目1 (項目) ×2点(B) =2点 B: 基準点(2) ×9/10≦ 各小項目の合計点(2) <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき、適切に実施した。		〈評定に至った理由〉 1 の小項目はBであり、項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果が 法人の自己評価と同じ。 具体的には、前期年度繰越す立金について、計画に基づきを	
	_	3 積立金の処分に関する事項 前年度繰越積立金は、前年度以 前に取得し、令和2年度へ繰り越し た棚卸資産、前払費用等の費用に 充当する。	<定性的指標> ◇積立金の処分	<主要な業務実績> 前年度繰越積立金 7,207,118 円は、計画に基づき 棚卸資産、前払費用等への充当のため、558,867 円 を取り崩した。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:計画のとおり棚卸資産、前払費用等 へ充当した。		払費用等の費用に充 の、目標の水準を満た (評定:B)

4. その他参考情報		

#### 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの総合評定の具体的な評価基準(年度評価)

- (1) 小項目の評定方法
  - 年度目標及び事業計画において定められている具体的目標と業務実績を勘案し、事業計画の達成度について、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すものとして、評定に当たっては重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆 すべき事項にも配慮するものとする。
- ① 定量的に定められている小項目の評定
- S:法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標の対年度目標値が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、 又は対年度目標値が 100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
- A: 法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標の対年度目標値が 120%以上。又は対年度目標値が 100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされている場合)。
- B:事業計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対年度目標値の100%以上120%未満)。
- C:事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対年度目標値の80%以上100%未満)。
- D:事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める(定量的指標においては対年度目標値の 80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合)。
- ※ 対年度目標値(%)は、小数点以下を四捨五入するものとする。
- ② 定性的に定められている小項目の評定
- S: 法人の業績向上努力により、目標の水準を質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(困難度を高く設定した目標について、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。)。
- A: 法人の業績向上努力により、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる(困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。)。
- B:目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く。)。
- C:目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く。)。
- D:目標の水準を満たしておらず、その業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合を含む、抜本的な業務の見直しを求める。
- (2) 中項目の評定方法
  - 中項目の評定は、小項目別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点の区分により小項目の評定結果を点数化した上で、中項目については、A、B、C、Dの下記により4段階の評語を付すものとし、重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。
  - ただし、A評定とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評定とすることができる。
- A:基準点×12/10≦ 各小項目の合計点
- B: 基準点×9/10 ≦ 各小項目の合計点< 基準点×12/10
- $C: 基準点×5/10 \leq 各小項目の合計点< 基準点×9/10$
- D:各小項目の合計点 < 基準点×5/10
- ※ 「基準点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。
- (3)総合評定の方法
- ① 総合評定は、中項目別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各中項目につきS:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点の区分により中項目の評定結果を点数化した上で、下記によりA、B、C、Dの4段階の評語を付すものとする。
- ただし、中項目のうち、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」に属するものは、評定結果の点数化の際に、換算係数として、「1/(属する中項目 で、業務実績があるものの数)」を乗じて点数化する。当該換算係数は、基準点を算出する際にも適用する。
- ② ①において、A評定とした場合には、各中項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評定とすることができる。
- A: 基準点×12/10≦ 各中項目の合計点
- B: 基準点×9/10 ≦ 各中項目の合計点< 基準点×12/10
- C:基準点×5/10 ≦ 各中項目の合計点< 基準点×9/10</p>
- D:各中項目の合計点 < 基準点×5/10
- ※ 「基準点」とは、「中項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「中項目の点数の合計値」とする。
- ③ ①及び②を踏まえ、政策上の要請や情勢の変化等、全体評定に影響を与える事象を加味した上で、評語を付して総合評定を行う。その際、法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じて①及び②で算出された基礎に基づく評定よりさらに引下げを行うなど、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条の2第1項に基づき総務大臣が定めた独立行政法人の評価に関する指針(平成26年9月2日総務大臣決定)を踏まえて評定を行う。
- (補足) 令和元年度業務実績評価においては、令和元年度目標で重要度及び困難度の設定がされていないため、上記において、困難度が高く設定された場合の評価方法を適用しない。

# 評価書付表一覧

## 第1-1(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務

表 1-1-(1)-1 立入検査及び収去件数の地域センター別の実績

	本部	札幌	仙台	名古屋	神戸	福岡	計
立入検査件数	35	22	29	15	35	24	160
収去件数	15	15	17	9	25	12	93

# 第1-1(2) 農薬関係業務

## 表 1-1-(2)-1 農薬の登録審査

	指示件数 (注1)	審査完了件数	目標期間達成件数	目標期間達成率 (注2)	目標期間
基準必要	502	182	182	100%	1年4か月
基準不要	1, 437	864	864	100%	10.5か月

(注1) 令和元年度に受けた指示件数とそれ以前に受けた指示で審査が継続しているものの合計。

(注2) 対審査完了件数比。

表 1-1-(2)-2 農薬の残留状況の調査分析

品目	件数
野菜•果実類	342
米穀	51
計	393

# 第1-1(3) 飼料及び飼料添加物関係業務

表 1-1-(3)-1 立入検査及び収去件数の地域センター別の実績

	本部	札幌	仙台	名古屋	神戸	福岡	計
立入検査件数	59	36	27	27	47	48	244
収去件数	47	37	42	17	53	66	262

## 表 1-1-(3)-2 試験法の開発等

課題数	課題 / 評価
飼料	(ア) 飼料中のフィプロニルの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による分析法の確立(令和2年度終了)
6	[概要] 飼料中のフィプロニルの省令基準値が見直しにより引き下げられ、現行の飼料分析基準収載法では新基準値への適合状況が確認できない状況である。そこで、FAMICで平成30年度に
	検証及び令和元年度に開発した方法について、複数試験室による共同試験を実施し、飼料分析基準に収載可能な妥当性を有することを確認した。
	[評価] 共同試験により公定法として適当であることを確認できたことが特に評価され、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。
	(イ) 大豆及び大豆油かす中の含リンアミノ酸系農薬の液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による同時分析法の確立(令和2年度終了)
	[概要]  含リンアミノ酸系農薬については、大豆及び大豆油かすに対して基準値を新たに設定することが検討されている。そこで、令和元年度に FAMIC で開発した方法について、複数試験
	室による共同試験を実施し、飼料分析基準に収載可能な妥当性を有することを確認した。
	[評価] 共同試験により公定法として適当であることを確認できたことが特に評価され、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。
	(ウ) 稲わら及び籾米中のヒドロキシイソキサゾールの液体クロマトグラフ質量分析計による分析法の確立(令和2年度終了)
	[概要] ヒドロキシイソキサゾールは飼料用稲中の管理基準が設定されているが、その分析法が飼料分析基準に収載されていない。そこで、平成29年度にFAMICで検証した方法について、
	複数試験室による共同試験を実施し、飼料分析基準に収載可能な妥当性を有することを確認した。
	[評価] 共同試験により公定法として適当であることを確認できたことが特に評価され、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。

	(エ)カルタップ分析法の適用範囲をイアコーンサイレージに拡大するための妥当性確認(令和3年度継続)
	[概要] 飼料用とうもろこしに使用できる農薬について、イアコーンサイレージでの妥当性が確認された分析法がない。そこで、飼料分析基準のカルタップ分析法について、イアコーンサ
	イレージでの妥当性を確認したところ低回収率であることが判明し、妥当性確認済みのとうもろこしでも低回収率であったため原因を調査した。
	[評価] とうもろこしでも低回収率となった原因は特定できなかったものの、低回収率となっている操作等が短期間で判明したことが評価され、期待される水準を達成しているとしてB評
	価となった。
	(វ)飼料作物サイレ―ジ中のゼアラレノン及びデオキシニバレノ―ルの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による分析法の開発(令和3年度継続)
	[概要] 飼料自給率向上の一つとして、サイレージの増産が積極的に行われているが、国産サイレージからはかび毒のゼアラレノン及びデオキシニバレノールが検出されることが知られて
	いる。しかし、飼料分析基準には、サイレージ中のこれらかび毒を対象にした方法が収載されていない。そこで、令和元年度に FAMIC で開発したとうもろこしサイレージ中の分析法 📗
	について、稲発酵粗飼料への適用を確認した。
	[評価] 国産飼料の増産に向け、稲発酵粗飼料においても妥当性が確認されたことが評価され、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。
	(カ) 脱脂粉乳中のシアヌル酸の液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による分析法の開発(令和2年度終了)
	[概要] 飼料中のシアヌル酸については、管理基準が設定されているが、その分析法が飼料分析基準に収載されていない。そこで、令和元年度に FAMIC で検討し、不備が認められた脱脂粉乳中の
	分析法について再検討を実施したところ、目標値を満たす分析法を開発することができた。また、脱脂粉乳以外の飼料へも適用できることを確認した。
	[評価] 飼料全般を同一の分析法で分析できるようになったことが特に評価され、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。
愛玩動物	(7)愛玩動物用飼料中のニバレノールの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による分析法の確立(令和2年度終了)
飼料	- (グタラミ) (がは アイ・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・
民刊不干 1	
1 '	在、愛玩動物用飼料等の検査法にはニバレノールの分析法が定められていない。そこで、FAMIC で平成30年度に検証及び令和元年度に開発したデオキシニバレノールとの同時分析法
	について、複数試験室による共同試験を実施し、愛玩動物用飼料等の検査法に収載可能な妥当性を有することを確認した。
	[評価] 共同試験により公定法として適当であることを確認できたことが特に評価され、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。

各課題の評価は、以下の基準による。

# 【評価の基準】

S:期待される水準を上回り、かつ顕著な成果が得られている

A:期待される水準を上回って達成している

B:期待される水準を達成している

C:期待される水準を下回り改善を要する

D:期待される水準を下回り抜本的な見直しが必要

表 1-1-(3)-3 飼料のモニタリング検査点数

モニタリング項目	点 数
飼料等中の飼料添加物の基準・規格適合検査	30
有害物質の基準・規格適合検査等	695
病原微生物の基準・規格適合検査	101
肉骨粉等の基準・規格適合検査	210
遺伝子組換え体の基準・規格適合検査	1
計	1, 037

表 1-1-(3)-4 愛玩動物用飼料の検査点数

検査項目	点 数
愛玩動物用飼料中の添加物の検査	19
残留農薬の検査	40
汚染物質等の検査	96
計	155

# 第1-2(1) 食品表示の監視に関する業務

表 1-2-(1)-1 食品の産地表示に関する検査件数

生鮮食品と加工食品の合計: 2,489件

生鮮食品						加工食品										
品目	件 数	品	目	件	数	品	目	件	数	品	目	件 数	品	目	件	数
ごぼう	154	しじみ			260	そば加工品			74	はちみつ		97	のり加工品			202
さといも	76	あさり			52	小麦加工品		1	194	うなぎ加工品	1	252	干ひじき			41
アスパラガス	117	かき			16	切干大根			55	しじみ加工品	1	8	果実飲料			5
白ねぎ	137					乾しいたけ			30	あさり加工品	1	2	まぐろ加工品			9
たまねぎ	153					果実加工品			48	かき加工品		1	あじ加工品			110
しょうが	151					落花生加工品	1		20	たこ加工品		20	さば加工品			39
まぐろ	75					牛肉加工品			40	湯通し塩蔵れ	かめ	51				
計 1, 191									·		計		1,	, 298		

# 第1-2(2) 日本農林規格等に関する業務

表 1-2-(2)-1 登録認証機関等の登録及び更新並びに変更の申請に係る調査件数 表 1-2-(2)-2 JAS 法に基づく立入検査の報告件数

	新規	更新	変更	計
登録認証機関	0	2	227	229
登録外国認証機関	2	2	91	95
計	2	4	318	324

表 1-2-(2)-3 登録外国認証機関に対する検査の報告件数

規格	報告件数	事業所調査	製品検査施設調査
林産物	4	4	4
有機農産物等	4	4	_
計	8	8	4

	規格	報 <del>告</del> 件数	事業所調査	製品検査施設調査	立会調査
登録認証機関の認証業	飲食料品	4	3	3	8
務を確認するための立	林産物	3	10	25	21
入検査	畳表	3	3	3	5
	有機農産物等	56	32	_	112
JAS 法令に違反している	飲食料品	0	_	-	_
疑いがある等の情報に	林産物	0	_	_	_
基づく立入検査	有機農産物等	2	_	-	_
計	68	48	31	146	

表 1-2-(2)-4 現地調査件数及び製品調査件数

規格	現地調査	製品調査	計
飲食料品	0	144	144
林産物	1	71	72
畳表	2	3	5
有機農産物等	11	228	239
計	14	446	460

# 第1-3 食品の安全正に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

表 1-3-1 リスク管理に資するための有害物質の実態調査件数

分析対象	分析項目	件数
カカカメ	力仰視日	一环双
農産物	小麦、大麦及びライ麦中のかび毒	896
	・タイプBトリコテセン類(デオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)、3-アセチルDON、	
	15-アセチル DON、4-アセチル NIV、DON-3-グルコシド)	
	・タイプ A トリコテセン類(T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシスシルペノール)	
	・ゼアラレノン(ZEN)	
	・麦角アルカロイド類(エルゴクリスチン、エルゴクリスチニン、エルゴタミン、エルゴタミニン、	
	エルゴクリプチン、エルゴクリプチニン、エルゴメトリン、エルゴメトリニン、エルゴシン、エル	
	ゴシニン、エルゴコルニン、エルゴコルニニン)	
	計	896

# 第1-4 その他の業務

表 1-4-1 部門別相談件数

部門	相談件数
肥料	2, 524
農薬	138
飼料及び飼料添加物	728
愛玩動物用飼料	60
土壌改良資材	104
食品	1090
計	4, 644

# 第2-2 業務運営コストの縮減状況

表 2-2-1 環境配慮・無駄削減推進委員会における経費削減の目標と達成状況

目標				達成状況	
1(1) 光熱水量の削減の取組として、照明機器、事 務機器、分析機器空調設備等の効率的(消灯、省 エネ設定、温度設定など)な使用により削減を図		季 20 度)、節水、カ	「ス利用機器の効率的		- ドの設定、分析機器の原則使用時のみ通電、空調機器の温度設メールで役職員への周知を図った。また、コロナ禍における出勤
る。	内 訳	令和元年度	令和2年度	対前年比	
	電気量	2, 974 千 kW	2, 903 千 kW	<b>▲</b> 2. 4%	
	ガス量	89. 2 千 m³	82. 4 千 m³	<b>▲</b> 7. 6%	
	水道量	7.1千 m³	6. 9 <b>千</b> m³	<b>▲</b> 2. 7%	
(2) コピー枚数の削減の取組として、グループウェアの活用、複写機、プリンターにおける、必要部	コピー機枚数の削年削減となった。				F図った。また、コロナ禍における出勤抑制の影響により、対前
数以上の印刷禁止、両面印刷、集約印刷、使用済		令和元年度	令和2年度	対前年比	
み用紙の裏紙利用などにより削減を図る。 	コピー枚数	2, 972 千枚	2, 150 千枚	<b>▲</b> 27. 7%	
2 予算の計画的執行 計画的な予算執行を図るため、予算執行状況を定 期的に点検し、その結果を実行配分に反映させる。	握しつつ、7月に第 グを開催し執行状況	2次配分、10月に この確認と執行見込	第3次配分を行った みの把握を行った。	こ。第3四半期での最終	十に則り、当初予算配分後は四半期ごとに予算の執行を状況を把 冬配分にあたり、11 月に各セグメント単位での各担当者ヒアリン を完了すると共に適切な執行管理を年度末まで行った。
3 職員の意識改革を促進するための取組	(1) 複写機等使用時 Web 会議システム (2) 節電への取組を	けにおける両面印刷 及びプロジェクタ- 啓発する貼り紙の	−を活用した資料説 掲示	明	D再利用、不要なカラーコピーの禁止、グループウェアの活用、 対推進委員会において検証

# 第2-3 調達等合理化の取組

## 表 2-3-1 調達等合理化計画への取組状況

表 2-3-1 調達等合理化計画への取組状況	
計画	対応状況
重点的に取り組む分野	
(1) 調達における一者応札・応募割合 調達を行うにあたっては、競争性のある契約に占める一者応札・応募の割合が 45% 以下となるよう、取組を推進するものとする。	一者応札·応募の改善については、メールマガジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直し、公告期間の十分な確保、調達要求の集約化、積極的な競争参加者の発掘等の取組を行い、複数者応募の増加(7 件)により、 一者応札・応募の割合は件数で38.8%となり目標の45%以下の水準を満たした。(前年度実績:40.8%)
(2) 随意契約 随意契約を行うにあたっては、事由について明確化し、公平性・透明性を確保しつ つ、合理的な調達を実施するものとする。	随意契約については、平成 27 年 7 月に改正した契約事務取扱規程に基づき、随意契約による事由を明確にした「随意契約理由書」により、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施した。 この結果、少額随意契約を除き、競争性のない契約件数は 22 件であり、当該契約については事前に調達等合理化検討会において、いずれも取扱業者が特定され、競争の余地がないものとして点検を受け、また契約監視委員会において事後点検が行われ、その妥当性を確認した。
<ul> <li>(3) 消耗品及び分析機器類等の調達 消耗品及び分析機器類等の調達については、下記の取組を実施していくことにより、適正な調達を目指す。</li> <li>① 調達にあたっては、履行期限を十分にとるように、調達依頼時期を早めるなど調整するものとする。</li> <li>② 仕様・規格が、必要最小限となるようにし、複数メーカーが応札可能となるよう調整するものとする。</li> <li>③ 調達の一括化や共同調達を有効活用することにより競争性の確保に努める。</li> <li>④ 調達要求の集約化を実施することにより競争性の確保に努める。</li> <li>⑤ 積極的に競争参加者の発掘に努める。</li> </ul>	<ul> <li>① 消耗品及び分析機器類の調達にあっては、公告期間を10日から15日に延長するとともに、調達時期を早めることにより、業者による入札準備や履行期間を十分確保した。</li> <li>② 仕様・規格が、必要最小限なものとなるようメーカー及び機種の特定の排除等の仕様書の見直しを行った。</li> <li>③ コピー用紙、分析用ガスボンベ等の調達について、本部・小平(農薬検査部)・横浜において一括化を実施し、競争性確保・経費の節減に努めた。更に、コピー用紙の調達にあっては、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術革新工学研究センター及び同生物系特定産業技術研究支援センターとの共同調達を行った。</li> <li>④ 少額随意契約となる理化学品、薬品、事務用品等の調達要求の集約化を積極的に実施し、競争性のある契約件数を増加させた。</li> <li>⑤ メールマガジンを活用した調達情報の提供、応募実績のある業者に対する公告掲載の電話案内に加え、入札説明書の電子メールによる配信、郵便入札の積極的な導入等により、複数者による応札に努めた。</li> </ul>
調達に関するガバナンスの徹底  (1) 発注・契約権限の明文化について FAMIC における物品等の調達については、契約事務取扱規程により契約責任者及び 当該契約責任者の事務の範囲を定めている。また、発注に係る事務フロー図を整備 し、発注依頼者が直接業者へ発注することのないよう周知しており、引き続き当該 取組を推進することとする。	関係規程による発注・契約権限や事務フロ一図を周知した。
(2) 競争性を確保した入札の実施による業者の選定について 特定の仕様により納入業者が限定されることのないよう、引き続き仕様書の精査 をし、複数の者が応札できるよう努めることとする。	仕様書の作成にあたっては、特定の業者・機種に限定されることのないよう業務担当各課に周知するとともに、業 務担当課より提出された仕様書について、過度な仕様による限定箇所の有無について内容を精査し、複数の者が応札 できるよう努めた。
(3) 随意契約について 少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、緊急	

の場合等や止むを得ないと認められる場合を除き、事前にFAMIC内に設置した調達等 合理化検討会(総括責任者は総合調整担当理事)において、会計規程や契約事務取 扱規程などにおける「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争 性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。 少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、調達等合理化検討会において「随意契約理由書」により、関係規程との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けた。

(4) 発注者以外の職員の立会いによる検収について

物品納品等の検収については、既に検査職員のほか、検査補助員又は発注者以外の原課職員を立ち会わせて行っており、引き続き当該取組を推進することとする。

納品に係る検査については、検査職員及び検査補助員若しくは原課職員の2人体制で行った。

(5) 不祥事の発生の未然防止・再発防止について

不祥事の発生を未然に防止するため、担当課長会議、会計経理部門の職員等の担当者会議等において、調達等合理化計画の説明や調達に係る契約から検収業務について、契約規程・検査マニュアル等について再度の周知徹底を図る等、不祥事の発生の未然防止・再発防止を図ることとする。

令和2年11月に、調達等合理化検討会において、一般競争を行うべき契約(1件)を随意契約で行った件について、 原因究明及び再発防止(チェック体制の強化、高額契約における事前の上司の指導等)の検討を行い、その後本部・ 地域センター等ごとに同様の事例がないか自己点検を行い、適切に処理されていることを確認した。

また、令和3年3月に、本部・地域センター等ごとに、再発防止強化策をはじめとする発注・検収事務に係る自己 点検(毎年度実施)を行い、適切に処理されていることを確認するとともに、再発防止強化策の風化を防ぐため、各 地域センター等業務管理課長等や担当者に対して当該対策の策定経緯を含め定期に周知し、不祥事の未然防止・再発 防止の再認識に努めた。

#### 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する 評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大 臣の評価を受ける。

主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

令和元年度の調達等合理化計画の自己評価については、業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、令和元年度業務実績等報告書の公表に併せてホームページに公表した。

なお、評価結果に伴う計画の改定等はなかった。

## 推進体制

#### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総合調整担当理事を総括責任者と する調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	総合調整担当理事
副総括責任者	総務部長
メンバー	企画調整課長 総務課長 会計課長 管財課長

令和2年度は、調達等合理化検討会を6回開催し、令和元年度調達等合理化計画に係る自己評価及び令和2年度調達等合理化計画(案)の審議(令和2年4月9日)のほか、公募による一者応募となった事案の調達手続や随意契約による事由の点検等を行った。

### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2 か年連続の一者応札・応募案件など) に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

契約監視委員会を以下のとおり開催し、当計画の策定及び自己評価の際の点検、個々の契約案件の事後点検を受けた

- ① 令和2年5月19日: 令和2年度計画及び令和元年度計画に係る自己評価の点検、理事長が定める基準(新規の随意契約、2 か年連続の一者応札・応募など)に該当する個々の契約案件(令和元年度第3、第4四半期分)の事後点検
- ② 令和3年1月28日:理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募など)に該当する個々の契約案件(令和2年度第1~第3四半期分)の事後点検

また、審議概要については、ホームページに公表した。

7	~	114
4	Uγ	Ш.

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、FAMIC のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

調達等合理化計画については、令和2年6月10日にホームページに公表した。また、自己評価については、今後、令和2年度業務実績等報告書の公表に併せて公表する予定。

なお、当計画の実施にあたって新たな取組の追加等はなかったため、当計画の改定は行わなかった。

## 表 2-3-2 競争性のない随意契約となった契約内容と要因

契約内容	要因
ガス使用料(小平分室)	取扱業者が1に特定されるため (競争の余地がな
上下水道使用料(小平分室)	(1)
ガス使用料(福岡センター)	
後納郵便	
農薬登録票作成システム運用・保守業務	
情報通信ネットワーク回線の保守及び機器の賃貸借業務	
農林水産消費安全技術センター情報システム等保守管理、ファイアウォールの監視及びログ点検・分析業務	
独立行政法人農林水産消費安全技術センター勤務時間管理システム利用サービス運用・保守業務	
日本ウォーターズ社製高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置の年間保守業務(3 台)	
外部精度管理試験の斡旋等業務	
神戸センター局所排気装置改修工事設計業務	
ガスクロマトグラフ質量分析装置修理業務	
令和元事業年度財務諸表広告掲載業務	
日立製原子吸光光度計の点検業務(本部)	
日立製原子吸光光度計の点検業務(仙台センター)	
日立製原子吸光光度計の点検業務(名古屋センター)	
アジレント・テウ/ロジーズ・インク社製ガスクロマトグラフ質量分析装置等(5 式)の点検業務(本部、仙台、神戸)	
日本ウォーターズ社製高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置等 (6 式) の点検業務	
島津制作所社製ガスクロマトグラフ質量分析装置(22式)の点検・校正業務	
インターネット回線敷設及びプロバイダ契約(複数年契約)	

### 第3-1 保有資産の見直し等

## 表 3-1-1 保有資産の必要性見直し結果

保有資産	利用度	保有の必要性等
農薬検査部(小平)	勤務時間常時利用	農薬検査部(小平)については、農薬の登録検査業務に必要な施設が備わっているため業務を行う拠点と
神戸センター		して必要。また、神戸センター及び福岡センターについては、全国に分散している事業者等を対象とした立
福岡センター		入検査等を効率的に進めていく上で、近畿、中四国及び九州地域の拠点施設として必要。
岩槻ほ場	79% (使用日/365 日×100)	肥効試験や連用試験を行うため必要。
分析機器等 (ガスクロマトグラフ質量分析装置等)	分析機器等の稼動状況調査により把 握	分析機器等の稼動状況調査及び「FAMIC における分析機器整備・管理方針」に基づき、必要性を判断し、 必要のないものは保有資産から除却。

### 表 3-1-2 保有特許等とその必要性

発明の名称	利用状況	保有の必要性等
生糸ずる節 *検出方法および装置	<ul><li>業務における活用</li></ul>	現在、検査業務での活用実績はないが、ISO において生糸電子検査方法の国際規格が発行されており、当該技
*生糸ずる節とは生糸の途中で著しく太くなっている	実績なし	術の活用の可能性があることから維持する必要がある。
部分のこと。織物等の表面に現れて欠点となる。	<ul><li>許諾実績</li></ul>	なお、本特許については登録の維持に係る手数料が免除されており、保持に係る負担は発生しない。
(平成 19 年登録)	平成 20 年	

#### 第3-3 法人運営における資金の配分状況

表 3-3-1 主な経費の予算額と決算額の差額及びその主な理由

(千円)

区分	予算額 (※1)	決算額(※1)	差額	差額の主な理由
業務経費	762, 333	694, 141	68, 192	<b>※</b> 2
一般管理費	486, 044	487, 595	<b>▲</b> 1, 551	<b>%</b> 3
人件費	5, 668, 262	5, 363, 409	304, 853	<b>%</b> 4

- ※1 予算額、決算額……運営交付金、自己収入の合計額
- ※2 業務経費について

農林水産省からの緊急要請対応用経費等の残額、コロナ禍における立入検査件数等の減少に伴う残額

※3 一般管理費について

赴任旅費における移転料の実費支給に伴う不足額

(赴任旅費移転料については、令和2年3月に国に準じた規程改正を行ったところであるが、改正に伴う影響額が予算措置されていなかったことから不足額が生じた)

※4 人件費について

休職者等に係る職員基本給等の残額、退職金の残額

# 調査研究課題一覧

各課題の評価は、以下の基準による。

## 【評価の基準】

S:期待される水準を上回り、かつ顕著な成果が得られている

A:期待される水準を上回って達成している

B:期待される水準を達成している

C:期待される水準を下回り改善を要する

D:期待される水準を下回り抜本的な見直しが必要

## ① 肥料及び土壌改良資材関係業務

ア 肥料の分析法の開発及び改良に関する調査研究

	の方面が表現では、大学の動画が表
課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
8	(7) 蒸留法におけるアンモニア性窒素の試料溶液の調製方法の改良
	[概要] アンモニア性窒素の分析法において、原料により選択する分析法(蒸留法とホルムアルデヒド法)の分析結果間に有意な差が認められたことから、蒸留法の抽出方法を改良する検討を
	行い、改良した分析法について単一試験室における妥当性確認を行った。(令和2年度終了)
	[評価] 異なる方法間で分析結果に差が出ることに対して、作業効率化と労働安全性の向上(ホルムアルデヒドの作業者影響)を考慮して最適な抽出方法を特定し、また汎用性の高い機器を導
	入するための妥当性を確認し、社会的ニーズを的確にとらえた。また、分析技術の未熟者や安価な分析試薬の配慮もし、分析手法の簡易化へ寄与した。以上のとおり期待される水準を達
	成したことから、B評価となった。
	(イ) フェノール硫酸法における硝酸性窒素の試料溶液の調製方法の改良
	[概要] これまで他成分において検討された抽出法と同様に、肥料分野特有の機器ではない汎用性の高い機器を導入することに加え、液状肥料について抽出方法を簡易かつスケールダウンする
	検討を行い、改良した分析法について単一試験室における妥当性確認を行った。(令和2年度終了)
	[評価] 今後の公定規格の改定も踏まえて、硝酸性窒素を保証していない肥料も収集するなど、多様な試料を対象に適用性を確認できたこと、汎用的な機器を用い、他の成分分析と同じ抽出条
	件をそろえ、社会的ニーズへ対応し、分析手法の簡易化へ寄与した。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。
	(ウ) 加里、苦土等のフレーム原子吸光法の測定条件の改良
	[概要] 肥料等試験法に収載されている原子吸光分析装置を用いた分析法において、記載されている測定波長だけでは機種及び試料液濃度によって検量線が 2 次曲線となるため、他の測定波長
	の導入要望があったことから、複数の測定波長による分析法について単一試験室における妥当性確認を行った。(令和2年度終了)
	[評価] 多様な試料を用い、加里、苦土に加えてマンガンについても適用性を評価した努力、それにより分析に使用する波長を増やし、濃度に適した波長が使えるようになり、試料の希釈の誤
	差の低減に貢献した。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。
	(I) HPLC法による肥料中のDMPP(硝酸化成抑制材)の測定方法の開発
	[概要] 硝酸化成抑制材として使用実績が増加傾向にあるDMPPについて、肥料等試験法に収載されていなかったことから、欧州規格を参考にし、他の硝酸化成抑制材等の分析法との整合性を取
	り、HPLCを用いた分析法を開発した。(令和2年度終了)
	[評価] 社会的ニーズがあったが確立されていなかった分析法を開発し、抽出条件及び方法についても検討を加えた。検討中にDMPP が不安定(保存中に減少する)という現象を認め、原因追及
	を行い、当面の回避策を提案したことが特に高く評価された。以上のとおり期待される水準を達成したことから、A評価となった。
	(オ) IOP-NS 法によるマイクロ波抽出を用いた汚泥肥料中のひ素の測定方法の開発
	[概要] 各方面から ICP-MS による肥料成分の分析法開発についての要望があり、また、マイクロ波を用いた簡便で迅速な試料調製法の導入についても要望があることから、これまでの分析法開
	発対象外となっていた固形の汚泥肥料中の有害成分ひ素(As)の分析法について検討し、単一試験室における妥当性確認を実施した。(令和2年度終了)
	[評価] これまで継続的に実施してきたマイクロ波分解と ICP-MS を用いた測定方法の検討を行ってきた知見を基に、さらに適用範囲を広げるべく検討を実施し、効率化や現場のニーズに対応し
	た。ひ素分析法のみにとどまらず、カドミウム等複数元素に対して適用できるように拡張した点が高く評価された。以上のとおり期待される水準を上回って達成したことから、A評価と
	なった。

- (カ) く溶性石灰の測定法の性能評価(室間共同試験による妥当性確認)
- [概要] 令和元年度に開発したフレーム原子吸光法によるく溶性石灰の分析法について、国際的に標準と認められる室間共同試験を実施し、併行精度及び室間再現精度の評価を行い、その妥当 性確認を行った。(令和2年度終了)
- [評価] く溶性石灰の測定法の室間共同試験の妥当性の確認について正確かつ緻密な計画により、適正に試験を進め、行政ニーズに基づいて、これまでにない測定項目の分析法の妥当性を確認 して性能基準を示した。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。
- (キ) 硫酸イオンの測定法の性能評価(室間共同試験による妥当性確認)
- [概要] 令和元年度に開発したイオンクロマトグラフを用いた硫酸イオンの分析法について、測定条件の見直し、他の分析法と連動した溶媒へ変更を行いその妥当性を単一試験室において確認 後、国際的に標準と認められる室間共同試験を実施し、併行精度及び室間再現精度の評価を行い、その妥当性確認を行った。(令和2年度終了)
- [評価] 社会的ニーズに対応した分析法について、抽出溶媒の塩酸濃度を他の可溶性成分で使用する濃度に統一するなどの工夫をし、参加試験室の確保及び測定条件の拡張など、状況を適切に 把握しながら試験の進め方を検討するなどの取組みの努力について高く評価された。結果、社会的ニーズに対応した分析法について、妥当性を確認して性能基準を示した。以上のとおり 期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。
- (ク) クロピラリドの測定法の性能評価(室間共同試験による妥当性確認)
- [概要] 平成30年度に単一試験室による妥当性確認を行ったLC-MS/MSによる堆肥等中の微量クロピラリド分析法について、精製時のカラムの目詰まり防止(クリーンアップ方法の改良)など、 追加の検討を行ってから国際的に標準と認められる室間共同試験を実施し、併行精度及び室間再現精度の評価を行い、その妥当性確認を行った。(令和2年度終了)
- [評価] クリーンアップ方法の改良や測定条件の検討などに関し、現場での使用も考慮しつつ創意工夫していた。分析機器や資材など幅広く調査し、多くの分析点数を処理した努力、また共同 試験参加試験室の LC-MS/MS の情報を事前に良く調査したこと等が高く評価された。結果、社会的ニーズに対応した分析法について、妥当性を確認して性能基準を示した。以上のとおり期 待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。

#### イ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
3	(7) 肥料認証標準物質の開発(長期安定性モニタリング試験)
	[概要] 現在販売している肥料認証標準物質(FAMIC-A-17、FAMIC-B-14、FAMIC-C-12-2 及びFAMIC-C-18-2)の長期間の安定性確認試験を実施した。(令和2年度終了)
	[評価] 多くの分析機関で、測定精度を確保するために使用されている肥料認証標準物質について、その成分の安定性を定期的に確認していることは分析を支える基盤であることから、その貢献度
	が評価された。地道な課題であるが、社会的な需要は高いと考えられ、計画に沿って確実に実施、期待される水準を達成したことから、B評価となった。
	(イ) 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積、作物への吸収試験 (継続)
	[概要] 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積及び作物への吸収について、供試作物にホウレンソウ、ニンジンを用い、データの蓄積を行った。(令和3年度継続)
	[評価] 評価には長期間のデータ蓄積が必要なことから継続とし、評価しないこととしている。しかし、時間のかかる調査研究を丁寧に実施していることを高く評価され、当該試験について
	は、他に例を見ない試験であることから、評価委員から継続実施について、強い要望が出された。
	(ウ) コマツナの生理障害確認試験(ほう素)
	[概要] コマツナを用いた植害試験について、生育中の異常症状の要因を判断する参考資料として FAMIC のホームページに掲載している「植物に対する害に関する栽培試験の方法・解説」に追
	加するため、ほう素について生理障害を意図的に発生させ、その症状を確認し記録した。また、ほう素の過剰症状と類似した症状を示すクロピラリドの植害についても確認し記録した。
	(令和2年度終了)
	[評価] 今後の肥料法改正に伴って肥料中の微量要素を今まで以上に保証できるようになることを想定し、生理障害がどのように現れるかを明らかにできたこと、ほう素によって得られた現象
	が、クロピラリドによる現象と類似していることを踏まえ、それらの違いを示した。これらのことから期待される水準を達成したことから、B評価となった。

#### ② 農薬関係業務

ア 農薬の人畜・環境への影響に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
3	(7) ミツバチの水田水を介した農薬暴露に関する実態の解明
	[概要] 昨年度に引き続き、簡易テントを用いた半野外環境下において、農薬や蛍光物質をトレーサーとして、水を介したトレーサーの動態調査を行った。昨年度は夏期に行った農薬をトレー
	サーとした調査を今年度は春期に行った。その結果、昨年度の調査結果と同様に主に成虫(特に採水蜂)からトレーサーが検出され、幼虫からは検出されない傾向が認められた。蛍光物

質をトレーサーとした調査は、昨年度は秋期に実施したのに対して、今年度は夏期に実施した。その結果、昨年度の調査結果とは異なり、巣板の複数箇所(特に巣房内部)で蛍光物質が 確認され、幼虫からも蛍光物質が確認された。

なお、当初計画していた野外における実態調査については、COVID-19 感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令されたことから、次年度に延期した。(令和3年度継続)

- [評価] 計画に基づき、半野外環境下においてミツバチの水の利用、影響及びミツバチの巣における水の挙動などを調査した。トレーサーに農薬や蛍光物質を使用し、水を介したミツバチ成虫、幼虫などへのトレーサーの取り込み、排泄物中のトレーサー濃度などに関する知見を得た。COVID-19 の影響で野外調査は次年度に延期となったが、ミツバチ、巣における水を介した影響がかなり解明され、ミツバチへの水田水の影響評価に係る知見が得られた。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。
- (4) 海外で実施された作物残留試験成績の国内導入に関する調査
- [概要] 農林水産省及び厚生労働省が、農薬の登録申請及び残留基準値設定の際に海外で実施された作物残留試験成績を活用する方針を示したことを受け、海外の作物残留試験に関する情報を収集し、試験成績の受け入れに際しての技術的な問題点がないか調査を行った。今年度は JMPR で評価された作物残留試験成績の概要情報を web 経由で収集し、該当成分の国内登録の有無、国内登録上の使用基準(。GAP)との合致、合致しない場合のプロポーショナリティ原則の適用等でスクリーニングし、これらのデータが国内登録に使用された場合の適否を解析した。その結果、調査した 1152 件のうち受け入れ可能と言えるのは 36 件とかなり少ない結果となった。また、受け入れ不可とした事例の理由等の解析も行い、国内導入するための課題についても考察した。なお、当初計画では JMPR 情報に加えて、実際に海外で実施された作物残留試験成績を入手して解析する予定であったが、業務多忙等の事情からこの部分は今年度未達であった。未達部分については次年度対応予定である。(令和3年度継続)
- [評価] MPR から得た情報での解析については多数のデータを解析し、一定の知見も得られたことで成果を得た。一方で当初計画から未達の部分があり、期待された水準を下回ったことからC 評価となった。
- (ウ) 発達神経毒性の欧米での評価状況及び in vitro 発達神経毒性試験の検討状況調査
- [概要] 我が国において、令和元年度に新たに発達神経毒性の評価が導入されたところである。先行して同評価を導入している欧米における評価状況を、神経毒性作用を有する有効成分に対象を絞って調査・分析した。174 有効成分について調査した結果、その評価の難しさが明らかになった。また、OECD において進められている in vitro 発達神経毒性試験の検討状況について調査した。その結果、現在の発達神経毒性の評価にはいくつかの課題があること、その課題解決の具体策がヒト由来細胞を用いた in vitro 発達神経毒性試験法の開発であること、それは有害性発現経路の解明を重要視しつつ統合的毒性評価のアプローチで進められていること、及び、ヒト由来細胞を用いた in vitro 発達神経毒性試験法の確立・活用が間近であることが明らかとなった。これら調査から、我が国における発達神経毒性の評価の際に参考とすべき情報を得ることができた。(令和2年度終了)
- [評価] 我が国に導入された発達神経毒性の評価に関する欧米での評価の現状について、神経毒性を有する有効成分に対象を絞って情報を収集・整理することで大まかな全体像をつかむとともにその評価の難しさを明らかとした。また、in vitro 発達神経毒性試験の検討状況調査を行った。これらの調査から、我が国での農薬の評価及び再評価において大いに参考となる情報が得られた。本調査は、行政への貢献が期待でき、期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。

#### イ 農薬等の品質・薬効等に関する調査研究

1 辰栄	1 展業寺の前員・業別寺に関する調査研究	
課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価	
2	(7) 農薬製剤の品質の検査方法の改良	
	[概要] 2019年6月のCIPAC(国際農薬分析法協議会)会議において報告されたMAIMM(Multi Active Ingredient and Matrix Methods)による農薬製剤の分析方法について、昨年度に引き続き、実	
	用可能性の検証を行った。今年度は、高速液体クロマトグラフ法(HPLC 法)での絶対検量線法を用いて、農薬製剤 10 剤(有効成分 8 成分)について見本検査法と MAIMM 法との分析の比較	
	を行ったところ、分析の妥当性等に大きな差は認められなかった。(令和3年度継続)	
	[評価] MIMMの導入は、人員の限られる中で、効率的かつ精度高く製品検査を実施するのに有効と考えられ、農薬の安全管理行政への貢献が期待できるところである。見本検査法と MIMM 法と	
	の分析の比較を行い、良好な結果が得られ、MIMM法の適用可能性が示唆された。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。	
	(イ) 日本における農薬の散布液量実態調査	
	[概要] 作物に対する農薬の適切な散布液量を調査するために、ほ場における実散布液量の調査を行った。その結果、作物による草丈、あるいは、同じ作物でも仕立ての違いにより、散布量に	
	バラツキが見られた。また、電池式散布機とエンジン式散布機を用いて散布液を調査した結果、より散布圧の高いエンジン式散布機の方が電池式散布機よりも単位面積当たりの散布量が	
	多くなった。	
	さらに、薬効の程度と散布液量について調査を行った。調査は単位面積当たりの有効成分投下量が同等となるように希釈倍数と散布液量の組み合わせを変え、効果を確認した。その結	
	果、散布液量が少なくなると効果が劣る可能性が示唆されたが、限定的な小規模試験であり散布液量と効果の関係を明らかにするには、通常の薬効試験と同程度の規模で確認する必要が	
	あると考えられた。(令和2年度終了)	
	[評価] 作物への散布調査では、作物の草丈や、作物の葉の数が散布液量のバラツキに影響を与えていると考えられた。今回の調査では最適な散布量の確認には至らなかったが、散布液量にバ	
	ラツキが見られるいくつかの要因(作物の草丈、仕立て、散布圧)が確認できた。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。	

# ウ 残留農薬の分析に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
1	(7) 残留農薬分析業務における分析法の検討
	[概要] きゅうりの一斉試験法(LC-MS/MS 測定)について、分析対象農薬の拡大を図るため、5 農薬を対象に、3 試験室(小平、横浜事務所及び神戸センター)において、厚生労働省のガイドラ
	インに基づき、分析法の妥当性確認を実施した。真度等が目標値を満たさなかった1農薬を除く4農薬について妥当性が確認された。(令和3年度継続)
	[評価] きゅうりの一斉試験法(LC-MS/MS測定)で新たに4農薬が分析可能となり、分析対象農薬の拡大を図るという当初の目標を達成したことから、B評価となった。

# ③ 飼料及び飼料添加物関係業務

ア 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
2	(ア) 飼料及び愛玩動物用飼料中の有害重金属等の迅速・多元素同時分析法の開発
	[概要]  飼料及び愛玩動物用飼料中の有害重金属等(カドミウム、水銀、鉛及び砒素)の分析法として、マイクロ波分解装置を用いた前処理時間の短縮化、誘導結合プラズマ質量分析計(ICP
	MS)による多元素同時分析を適用するための検討を行った。令和元年度に FAMIC で開発した方法について、乾牧草、ジャーキ―及び粉ミルクへの適用を確認した。その結果、乾牧草につ
	いて、鉛は昨年度の定量下限等を満たさなかったが、迅速・多元素同時分析法を適用できることを確認した。ジャーキー及び粉ミルクは真度及び精度の目標値を満たさなかった。(令和
	年度継続)
	[評価] 迅速・多元素同時分析法を適用できる試料が増えたことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。
	(イ) 飼料原料及び配合飼料中の腸球菌の薬剤耐性モニタリング調査
	「概要」 飼料から分離される腸球菌について、その薬剤耐性に係る知見が少ないことから、飼料原料及び配合飼料中の腸球菌の薬剤耐性菌の汚染実態を調査した。その結果、同定に PCR 法を用
	いることにより同定菌株数の改善と 1 検体から 2 株の分離により、感受性試験に供する株を多く得ることができた。また、豚用及び牛用配合飼料を今年度新たに調査対象とし、それぞれ
	供試菌株12株に対して各6株ずつに薬剤耐性腸球菌の分布状況が確認された。(令和3年度継続)
	[評価] 今までよりも感受性試験に供する株を多く得たこと及び社会的ニーズの高さが特に評価され、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。

# ④ 食品表示の監視に関する業務

ア 産地判別可能品目の拡大に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
7	(7) 安定同位体比分析によるこんにゃくの原料いもの原産地判別検査法の開発
	[概要] モデル試料として精粉(国産37試料)、こんにゃく(国産19試料、外国産65試料)を収集し、こんにゃくの炭素安定同位体比を測定した(国産17試料、外国産39試料)。測定結果から作成し
	たモデルの判別精度は、特異度99.99 %、感度5%であった。また、精粉とそれから製造したこんにゃくの炭素安定同位体比を比較したところ、こんにゃくの方が高くなる傾向が判明した。今
	後は引き続きモデル試料を収集し、炭素、酸素、窒素安定同位体比を測定し、判別可能性を検討する予定である。(令和3年度継続)
	[評価] 予定どおりモデル試料の収集、測定を進めていること、原料精粉とこんにゃくで炭素安定同位体比が異なることを明らかにしたことから、期待される水準を達成しているとしてB評価
	となった。
	(イ) 元素分析及び安定同位体比分析による梅農産物漬物の原料原産地判別の検討〔農研機構食品研究部門との共同研究〕
	[概要] 国産及び外国産の梅農産物漬物を収集し、従来の分析法から効率性及び安全性を考慮した改良を行い、元素分析及びSr安定同位体比分析を実施した。その結果、元素分析単独による国
	産/外国産の産地判別の可能性が示された。(令和3年度継続)
	[評価] 梅農産物漬物について、元素分析による国産/外国産の産地判別の可能性が得られたことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。
	(ウ) 豚肉及び豚肉加工品の原産地判別法の検討
	[概要] ガスクロマトグラフによる一斉分析法(水溶性成分、脂溶性成分)を用いて、豚肉の原産地判別法を検討した。国産 51 試料、外国産 28 試料の水溶性 38 成分及び脂肪酸 23 成分の測定
	データから判別モデルを検討した結果、水溶性 10 成分による判別モデル及び脂肪酸 4 成分による判別モデルが得られ、判別の可能性が示された。また、トリアシルグリセロールを分析し

たところ、総炭素数24~36の成分において産地判別の指標となる可能性を確認した。(令和2年度終了)

- 「評価」 判別の可能性が示されたこと及び現在運用中の分析法を適用したことで迅速な検査導入が見込まれることから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。
- (I) 元素分析による塩蔵わかめの原料原産地判別における判別対象産地拡大の検討
- [概要] 国産及び外国産(韓国及び中国)の湯通し塩蔵わかめを収集し、元素分析を行った。平成28年度に実施した調査研究でのデータと今年度の調査研究でのデータを併せて解析し、原産地 判別モデルを検討した結果、中国産だけでなく韓国産も含めた元素分析による国産/外国産の産地判別の可能性が示された。(令和2年度終了)
- [評価] 湯通し塩蔵わかめについて、中国産だけでなく韓国産も含めた元素分析による国産/外国産の産地判別の可能性が得られたことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。
- (オ) DNA シーケンスマニュアルの適用範囲拡大の検討 [水産研究・教育機構との共同研究]
- [概要] シーケンスマニュアルの対象種を拡充するために、履歴の明確な試料を入手し、種の推定可能な生物種を51種追加して総数を256種とした。解析データ(41種253点)を国際塩基配列データベース(INSD)に登録する予定である。蓄積したDNAデータを活用してイカ類のスクリーニング検査法を検討し、PCR-RFLP法による主要6種等のイカ類の種判別及び産地判別の可能性が示された。(令和2年度終了)
- [評価] シーケンスマニュアルの対象種を拡充し、解析データをINSDに登録すること及びイカ類の種判別及び産地判別の可能性が得られたことから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。
- (か) 米飯加工品及び米加工品の品種及び産地判別法の検討〔農研機構食品研究部門との共同研究〕
- [概要] 米飯加工品の品種判別(スクリーニング法)について、3 つの mPing 挿入箇所をマーカーとしたマルチプレックス PCR によるコシヒカリ判別法を確立した。(※mPing はイネのゲノムに 散在する転移因子(染色体上を動くことができる DNA 断片)。DNA 配列への挿入場所が品種によって異なる。)

また、米飯5粒を1単位としたバルクでも分析可能であることを確認した。従来のコシヒカリ判別法と比べてPCR試薬代を9割以上削減し、PCR時間は3分の1に短縮できた。(令和2年度終了) [評価] コシヒカリ判別法において、従来の方法と比較して大幅なコストダウンを実現したことから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。

- (キ) 原産地推定に向けた広域ストロンチウム安定同位体比図の作成
- [概要] 生鮮野菜の Sr 安定同位体比データを収集し、これを統合地理情報システム QGIS に統合して管理、分析することで、推定 Sr 安定同位体比図を作成及び活用できる体制を構築した。これにより新規データの追加と再分析が簡便となり、統計ソフトRとの連携により持続的な更新作業の負担が軽減した。また新規収集されたデータを推定に反映し、新たに更新された推定図を得た。

また、統合されたデータから葉物野菜について国産/外国産の産地判別を検討した結果、国産の葉物野菜のSr安定同位体比の分布は国産野菜の値から外れていないものの、外国産業物野菜との分布の重なりが予期されることから、Sr安定同位体比分析単独で検査への適用は困難であることが確認された。(令和2年度終了)

[評価] Sr安定同位体比推定図を参照することで、検査結果の検証に利用できること、また統合GIS環境により地図更新作業が容易になり、データの蓄積によってさらに精度のよい推定が可能となっため将来性があることから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。

## イ 新たな検査分析技術の導入に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
3	(7) 画像解析によるサトイモの原産地判別及びサケ・マス類の魚種判別(スクリーニング)の検討
	[概要] サトイモ及びサケ・マス類それぞれ約2000枚及び約3600枚の検査品の画像からディープラーニングにより判別モデルの構築及び検証を行った結果、サトイモについては特異度50%、
	感度 98%程度の判別モデル、サケ・マス類については特異度 50%、感度 97%程度の判別モデルが得られた。その結果、5 割程度の試料について画像解析のみで陰性と判定可能となり、元
	素分析及びDNA分析を行う必要がなくなると予測された。サトイモについては表面の模様や表皮のはがれ具合、サケ・マス類については肉中の脂肪の模様が判別に寄与していると考えら
	れる。(令和2年度終了)
	[評価] 令和元年度調査研究では困難だった比較的少数の画像に対する解析が可能となったこと、また、化学分析を行うことなく画像のみで産地等のスクリーニング判別が可能であることが示
	されたことから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。
	(イ) 蛍光指紋による原産地判別法の検討〔農研機構食品研究部門との共同研究〕
	[概要] ブドウジュースの原料原産地の判別の可能性を検討した結果、スクリーニング判別として適用の可能性が示された。また、同じ試料を測定した場合の蛍光強度は、励起波長及び蛍光波
	長に依存すると考えられ、標準物質等で装置間の強度比スペクトルを測定してモデルデータ又は検査結果を換算することで、装置間差の補正が可能になると考えられた。(令和3年度継
	続)
	[評価] 品目の適用可能性の拡大を図るとともに、標準物質等の測定により装置間差の補正方法が確認されたことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。

- (ウ) アスパラガスの水溶性成分一斉分析による原産地判別法の検討
- [概要] 装置間不確かさの検討では、2 台の GC/MS を用いて(装置間+併行)RSD を評価し、判別指標候補の23 成分に対して補正方法を検討した結果、21 成分で室間再現相対標準偏差の暫定値を下回る結果が得られた。昨年度の測定データをもとに単独の検査法としての可能性を検討した結果、特異度99.92%、感度69.5%の判別モデルが得られ、単独の検査法としてマニュアル化を進めることとした。本部・地域センターの表示指導課担当者を対象として分析技術習得検討会を令和2年12月に実施した。また、事前運用試験用のマニュアル(案)及び手順書の作成、配付試料の均質性確認を実施した。5 試験室を対象とした事前運用試験を令和3年2月~3月に実施した。(令和2年度終了)
- [評価] 既存装置を用いた新規手法によるアスパラガスの原産地判別の実用化に向けた検討を行い、単独の検査法としての可能性を示すとともに事前運用試験を実施したことから、期待される 水準を上回って達成しているとしてA評価となった。

#### ウ 検査の迅速化・効率化に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
1	(ア) GMO 分析における迅速法の検討〔農研機構食品研究部門との共同研究〕
	[概要] 大豆加工食品9品目について、「安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」にDNA 抽出方法として記載されていない「GM quicker 4」を用いた方法が、既存の方法である「DNeasy
	Plant Maxi Kit」を用いた方法と同等以上であることが確認できた。(令和2年度終了)
	[評価] 大豆加工食品からのDNA抽出に要する試薬代及び時間を削減できることから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。

## エ 市販品検査への適用に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
2	(7) 元素分析及び安定同位体比分析による原産地判別法の検査への適用検討
	[概要] ショウガについては、元素分析による適用試験を FAMIC 内の各試験室で実施し良好な結果が得られたことから、ショウガの原産地判別マニュアルを改訂した。
	ブロッコリーについては、判別モデルを構築し、元素分析による適用試験をFAMIC内の各試験室で実施中であるが、1試験室は測定機器更新のため測定が遅れている。適用試験終了後、
	原産地判別マニュアルを制定する予定である。
	はちみつ(百花蜜)については、暫定版マニュアルにより国産市販品45試料及び外国産市販品51試料を分析した結果、元素濃度の分布の違いが見られた。そのため、令和元年度調査研
	究用試料と市販品試料を組み合わせて判別モデルを再構築し、特異度99.94%、感度53.2%の判別モデルとなった。
	うなぎ加工品については、未加熱のうなぎを複数の加工法によって加工し元素分析した結果、加工による影響があることが確認され、最小限の加工での個体差確認の必要性と安定的な
	加工法作成の必要性が確認された。今後個体差の確認と事前運用試験方法の検討と実施をする予定である。
	小豆及び小豆加工品については、モデル試料(国産73試料、外国産68試料)の炭素及び酸素安定同位体比を測定し、その結果より作成した判別モデルにおいて判別精度は、特異度
	99.997%、感度0.5%であった。国産試料を主要な北海道産のみ(57試料)として再度判別モデルを作成したが、特異度99.92%、感度45%であり、良好な精度ではなかった。よって判別
	は困難と思われることから分析マニュアルの作成は行わず、検討を終了することとした。(令和2年度終了)
	[評価] ショウガについては原子吸光分析によるスクリーニングが可能となるとともに試薬の消費量を削減したこと、ブロッコリー及びはちみつについてはマニュアルを制定した後に検査への
	活用が可能となること、うなぎ加工品については加工による影響が確認されたこと、小豆及び小豆加工品については軽元素安定同位体比モデルの判別精度を明らかにしたことから、期待
	される水準を達成しているとしてB評価となった。
	(イ) DNA 分析による加工食品の原産地・品種判別法の検査への適用検討〔農研機構食品研究部門との共同研究〕
	[概要] フクユタカ豆腐を対象とした異品種混入率推定法について、標準試料の検討の後、事前運用試験を実施した。この結果に基づき判別マニュアルを制定した。
	大豆及び大豆加工品の原産地判別について、豆腐及び納豆を対象として原料原産地判別法の分析条件を検討した。事前運用試験は、緊急事態宣言等の影響により延期した。
	フクユタカ納豆を対象とした品種判別について検査法を確立した。事前運用試験は、緊急事態宣言等の影響により延期した。(令和2年度終了)
	[評価] フクユタカ豆腐を対象とした異品種混入率推定法について判別マニュアルを制定し検査に適用可能となったこと、他の2テーマについては検査への適用につながる一定の成果が得られ
	ていることから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。